

第十三回国会 衆議院 法務委員会 公聴会 議録 第一号

昭和二十七年四月三十日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君
理事 鈴木 良作君 理事 田嶋 好文君
理事 山口 好一君
安部 俊吾君 角田 幸吉君
北川 定務君 高橋 英吉君
花村 四郎君 古島 義英君
松本 弘君 眞鍋 勝君
大西 正男君 鈴木 義男君
風早 八十二君 田中 曉平君
梨木 作次郎君 猪俣 浩三君
世耕 弘一君 佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 龍野 喜一郎君
検事・法務府特 別審査局長 吉河 光貞君
検事・法務府特 別審査局長 關 之君
出席公述人

出席公述人

弁護士 松本 正壽君
評論家 阿部 眞之助君
作家 船山 馨君
東京大学教授 國藤 重光君
弁護士 清瀬 一郎君
婦人民主俱 楽部委員長 櫛田 フキ君
朝日新聞東京 本社論説部主幹 西島 芳二君
日本農民組 合事務局長 大森 眞一郎君
東京芝浦電気 株式会社労働部 長 河原 亮三郎君
委員外の出席者
専門員 村 敦三君

専門員 小木 貞一君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
破壊活動防止法案、公安調査庁設置
法案及び公安審査委員会設置法案に
ついて

○佐藤委員長 これより法務委員会公
聴会を開会いたします。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置
法案及び公安審査委員会設置法案、以
上三案について公述人各位より御意見
を承りたいと存じます。

開会にあたりまして、御出席の公述
人各位に一言ごあいさつを申し上げま
す。これら三法案は、去る四月十七日
本院に提出、同日本委員会に付託さ
れ、爾來本委員会において慎重審議を
重ねておるものであります。これら三法
案は、平和條約の効力の発生後の事態
にかんがみ、暴力主義的破壊活動によ
る危険を防止し、もつて公共の安全の
確保に寄與する目的をもつて提出さ
れ、団体の活動として、暴力主義的破
壊活動を行つた団体に対する必要な規
制措置を定めるとともに、かかる破壊
活動に関する刑罰規定を補強せんとす
るものであります。またこれら三法案に
現れた諸規定と、思想、信教、集会、結
社、表現及び学問の自由、並びに勤勞
者の団結権及び団体交渉権等、その他
日本国憲法の保障する国民の自由と権
利との調整等につきましても、各方面よ
り種々見解が表明されつつあるのであ

りまして、わが国の今後の治安制度上
から見まして、きわめて重要な法案
であることは言うまでもないのであり
ます。本委員会といたしましては、党
派を超越してあらゆる角度から慎重審
議を盡し、国民の負託に沿ひたいと考
へる次第であります。よつてこの際広
く各界人士の御意見を承り、もつて本
委員会の審査に資するため、ここに公
聴会を開会し、各位に御出席を願つた
次第であります。各位は各界における
専門的權威者でありますから、それぞ
れの立場より、全国民のために簡明率
直に、その専門的御意見を述べていた
だきたいのであります。

次に議事の進行について、念のため
申し上げておきます。公述人各位の御
発言は発言台でお願いいたし、御意見
陳述の前に、まず御身分または職業と
お名前を御紹介願ひ、御意見の御陳述
はおおむね十五分以内におまとめを願
ひたいのであります。公述人の御発言
の順序は、支障のない限り名簿の順
序によることといたします。なお衆議
院規則の定めるところによりまして、
発言の際は委員長長の許可を得ること
となつており、発言の内容は意見を開こ
うとする案件の範囲を越えてはならな
いことになつております。また各委員
は公述人に質疑をすることができま
す。公述人は委員に対しては質疑をす
ることができませんから、この点もあ
わせてお含みお願ひいたしたのであり
ます。公述人の御意見に対する委員の質
疑は、公述人全部の発言が終つた後に、

第一は、この破壊活動防止法案第三條
において、暴力主義的破壊活動と定義
するに当り、一定行為に対する扇動を
罪としておりますが、それは日本国憲
法第二十一條に違反するまいかと
いふ点。第二は、第四條において、公安
審査委員会に対し、団体活動の制限禁
止ないしその解散を命ずる権限を與え
ておりますが、それは憲法第十一條、
第十三條または第二十一條に違反しな
いかといふ点。第三は、第十條ないし
第二十五條に規定する規制の手續は、
憲法第十三條その他に違反しないか、
この三点について申し上げたいと存じ
ます。

○松下公述人 私はただいま御紹介に
あずかりました松下でございます。私
の職業は弁護士でございます。

第一の点について初めに申し上げま
す、御承知のようにアメリカにおきま
しては、憲法修正第一條に、米國連邦
議会に対し、言論、出版、結社の自由
については、これを制限する法律を制定
してはならないという、無條件の命令
が出ております。これは旧帝國憲法に
おけるとく、法律によらずしてとい
うような條件がついておりませんの
で、絶対的禁止のように説まれるので
あります。しかし判例によりまして
も、またいかなる學說によりまして
も、絶対無制限な言論が憲法によつて
保障されてないことにつきまして
は、完全な一致がございます。それで
右修正第一條は修正第五條にありま
す適法手續、法律の正当な手續によら
ずして生命、自由、財産を奪つてはな
らないというこの條項に、いわば併
合されておまして、これをあわせ説

りまして、わが国の今後の治安制度上
から見まして、きわめて重要な法案
であることは言うまでもないのであり
ます。本委員会といたしましては、党
派を超越してあらゆる角度から慎重審
議を盡し、国民の負託に沿ひたいと考
へる次第であります。よつてこの際広
く各界人士の御意見を承り、もつて本
委員会の審査に資するため、ここに公
聴会を開会し、各位に御出席を願つた
次第であります。各位は各界における
専門的權威者でありますから、それぞ
れの立場より、全国民のために簡明率
直に、その専門的御意見を述べていた
だきたいのであります。

次に議事の進行について、念のため
申し上げておきます。公述人各位の御
発言は発言台でお願いいたし、御意見
陳述の前に、まず御身分または職業と
お名前を御紹介願ひ、御意見の御陳述
はおおむね十五分以内におまとめを願
ひたいのであります。公述人の御発言
の順序は、支障のない限り名簿の順
序によることといたします。なお衆議
院規則の定めるところによりまして、
発言の際は委員長長の許可を得ること
となつており、発言の内容は意見を開こ
うとする案件の範囲を越えてはならな
いことになつております。また各委員
は公述人に質疑をすることができま
す。公述人は委員に対しては質疑をす
ることができませんから、この点もあ
わせてお含みお願ひいたしたのであり
ます。公述人の御意見に対する委員の質
疑は、公述人全部の発言が終つた後に、

第一の点について初めに申し上げま
す、御承知のようにアメリカにおきま
しては、憲法修正第一條に、米國連邦
議会に対し、言論、出版、結社の自由
については、これを制限する法律を制定
してはならないという、無條件の命令
が出ております。これは旧帝國憲法に
おけるとく、法律によらずしてとい
うような條件がついておりませんの
で、絶対的禁止のように説まれるので
あります。しかし判例によりまして
も、またいかなる學說によりまして
も、絶対無制限な言論が憲法によつて
保障されてないことにつきまして
は、完全な一致がございます。それで
右修正第一條は修正第五條にありま
す適法手續、法律の正当な手續によら
ずして生命、自由、財産を奪つてはな
らないというこの條項に、いわば併
合されておまして、これをあわせ説

んで、すなわち適法手続によらずして、言論、出版、結社の自由を奪つてはならないという意味に解釈されておるのであります。その点については憲法学者の意見は完全に一致してあります。別の言葉で言いますと、言論、出版、結社の自由については、それは原則であつて、例外を許すということになつております。

しからばいかなる例外が許されるかという問題になります。その例外を三つに分けて考えることができます。第一は、第一は、いわば絶対的例外、すなわち例外のあることが確定している。第二は、多少議論の余地はあるが、なお憲法として認められてゐる。第三は、いまだ疑わしい例外、こゝう三つに分けることができると思ひます。

第一、全然議論の余地のない例外とは、米國憲法が制定される前にすでに英米普通法、コンモンローにおいて当然犯罪とされてゐた言論出版活動は、修正憲法第一條ないし第五條にもかかわらず当然例外とされてゐるのであります。その例をいたしまして、神を汚す罪、これはキリスト教国でありますから、特別な意味を持つております。それから、特別な意味を持つております。それから、他人の名譽ないし信用を毀損する罪、それから犯罪を扇動する罪等がその例でございます。犯罪を扇動する行為というものが、言論自由に対する当然の例外とされておる点は、注目し得ると思ひます。それらは絶対的例外でありまして、議論の余地のないところであります。

例外の第二は、明白にして現存の危険

の存する場合には、言論活動を制限することができるとは、御承知の通り一九一九年シエンク対合衆國事件という有名な判決におきまして、ホルムス判事が戦争中防諜法に違反して徴兵忌避を扇動したシエンク等に対して有罪の判決を下した、その理由として、右扇動的言辭が明白にして現存の危険の存する状態においてなされたといふことを指摘したこと、起源を有し、その後引続き米國憲法に重大な影響を及ぼしておりました。しかしその意味するところは必ずしも一見想像するほど簡単ではございません。明白といふことはともかく、現存の危険といふのは一体何を意味するか、敵がまさに襲来しようとしてゐるときは、これはむろん絶対的緊急状態でありまして、その場合のみを現存の危険といふのか、または危険の公算が相当に多いといふ場合をもさすのか、あるいはかかる状態を認定するのは一体大統領であるか、連邦議會であるか、裁判所であるか、または陪審員であるかといふ問題が、今まできまつておらなかつたのであります。その後しばしばこれを指示し、または多少これを修正するような判決がございましたが、結局昨年共産黨幹部十一名のスミス法違反事件における最高裁判所の判決によりまして、大体この点が明らかになつたのであります。それはどういふふうな意味であるかと申しますと、御承知の通りスミス法は、暴力をもつて合衆國政府を転覆しようとするに對する扇動その他を一般的に禁止する法律であります。このスミス法の違反を理由として、十一名の共産黨の幹部が検挙され、下級裁判所において有罪の判決を受けましたときに、彼ら被告はスミス法は修正第一條に違反するから無効であると主張したのであります。その根拠としては、やはり前に申し上げました明白にして現存の危険の状態のもとになされたものではないといふことを言おうとしたのであります。それについて最高裁判所の立場は大体次のようなものであつたのであります。すなわち言論自由の原則は、民主主義のもとときわめて重大なことはもちろんであるが、それが必ずしも絶対的のものではない。それで、一方において重要な言論自由といふものを抑圧するといふ弊害を考え、他方には一定の言論活動によつて招来されるほどの危険の公算、危険のプロバビリティー、それからその危険の重大性を考慮して、特にこゝういふ言葉を使つておりました。その危険の重大性からプロバビリティーの少きを差引いたものを一方に置き、その両方を計量した結果多い方をとるべきである。そこでこのスミス法違反事件におきましては、それを差引いた結果、言論活動を抑制する弊害の方が少い、そゝういふ意味において有罪を認める判決を下したのであります。大体現状におきましては、米國憲法の立場においては以上のように、明瞭にして現在の危険説といふのは、その言葉の明かに持つておる意味より、もう少し拡張されまして、今言つたように、両方の危険を計量した結果、その少い方の弊害をとるといふのであります。その立場から考えますと、現在問題になつております破壊活動防止法案が、合憲的であるかどうかということは、破壊活動の公算が大きい

い、その危険が大きいものでなく、きわめて重大であるといふことが立証されますれば、アメリカ憲法の立場から見て、これは合憲的であるといふ結論に達し得るだらうと思ふのであります。

第三の、やや問題となつておる疑わしい例外といひましては、一九二四年にジトロー判決といふものがございまして、この判決におきましては、一定の言論を社会的に危険であると認定する権能は、もつぱら立法府にある。従つて立法府が一定の言論は危険であるとさめた以上は、最高裁判所はそれを危険でないといふ新たな認定を下す権能がない、こゝういふ判決を下したのであります。この判決がもし正しいとするならば、立法府のきめたことはすべて正しいといふ結論になるので、それではあまりに危険であるといふ議論が一方において起きておるのであります。この点は今なお議論中でありま。

第二に移りますが、行政処分をなすこの公安審査委員会において、団体活動の制限禁止ないし解散をする等、相当切つた行政処分をなすといふことが、アメリカ憲法の立場から見ると許され得るかどうかといふ問題になるのであります。むろん法律の許す限りにおいて、アメリカにおきましては、いづれの国におきましても、行政権をもつて行政処分をなし得ることは当然であります。ただ國民の自由を重大な影響を及ぼす問題について、行政権がいかなる程度まで行政処分をなし得るかといふことに問題があるのであります。一八五五年以前におきましては、私の調べましたところにおいては、行政権が、いわば司法的な機能をつたつた処分をなしたといふ例を存しません。一八五五年以来、逐次あるいは入國禁止に關し、あるいは帰化の禁止に關し、あるいは極端な場合には演説を禁止するといふことになつて、あつての方面について行政処分といふものが認められ、準司法的な機能を帯びた行政処分が認められて來ておるのであります。そこでいかなる行政処分をするかが許されておるかといふ問題につきましては、判例は今のところ十分に確立しておりません。むしろ消極的な判例が多いのであります。消極的と申す意味は、法律ないし市の條例によりまして、行政処分をあまりに極端になした場合には、その違憲の判決が宣せられておる例が非常に多いのであります。それらをいふ／＼総合して研究してみますと、その結論として出て参りますものは、その行政処分をなす理由が、あまりに薄弱であるといふことが一つ。それからもう一つは、十分に納得せしめ得るような標準がないといふこと、行政処分を違憲であると宣言する理由となつております。従つてこれを別の角度から見ますと、危険が十分にあつて、しかもその危険が重大なものであり、かつ行政処分をなす標準が明確である場合には、かかる行政処分は許されるといふふうな結論が出て來ると思はれるのであります。時間がありませんから、ただちに第三問に移ります。この点は、アメリカ憲法におきましては、適法手続と申しまして、いかなる行為をなす場合においても、立法権にせよ、行政権にせよ、一定の行為をなす場合には、必ず適法手続を通さなくてはならないとい

う、憲法上の命令がございます。そこでこの問題に關し、いかなる点が問題になるかと申しますと、大体三つあると思うのであります。つまり三つの標準が、この場合に適法手続の内容となるのであります。その第一は、以上のよう行政処分をなす場合に於て、調査ないし請求をする機関と審理をなす機関とが、分離されておるかいないかという点が第一。第二には、審理が公正であるかいないか。第三には司法再審査という道が開かれておるかいないか。この三つの條件を満たす場合に、手続が適法であるというふうに見なされるのが原則であります。そこでこの第一の、調査ないし請求する権限と審理をなす権限というものが分離されておるならば、第一の條件を満たすわけでありませう。第二に審理の公正という意味は、これは判例、学説必ずしも一致しておりませんが、大体において、最小限度において弁明をなす機会が與えられておること、絶対的な要請であります。従つて本法案におきまして、当該団体が弁明をなす機会が與えられておるかどうか、もし弁明をなす機会が與えられておること、これが本法案自体に明かであり、また政府がそのことを十分に立証し得るときは、本法案はアメリカ憲法の立場から見て、合憲的であると見るべきでございませう。第三の司法再審査の点につきましては、これは法案それ自体に明かに書いてありますから、間違ひのない点であると存じます。

以上大体簡単に私の考えておるところを申し上げたのであります。なおいろいろ申し上げたい点があるのでありますが、時間がございませぬから、これで切り上げまして、もし時間が許すならば、皆様の御質問に應じて、私の知つてゐる限り御説明申し上げたいと存じます。

○佐瀬委員長 それでは次に阿部眞之助君。阿部眞之助君に、この法案に対する言論の意向を反映していただきたいと思ひます。また社会評論家として、本法案中特に問題とすべき点について、御指摘をお願いしたいと思います。

○阿部公達人 私が阿部眞之助であります。私はせつかくここへお呼び出しを受けたのであります。どうも頭が単純で、問題をあまり頭脳で考えることは、はなはだ不得手であります。どつちかと申しますと、雨が降るのやうに、皮膚の方で問題や重点を感じるというふうになつておるのであります。きよう申し上げることも、論理的には非常に怪しい点がたくさんあるかと思ひます。しかし私のやうに問題を皮膚で考える、感じるといふ人は——私はかりでなく八千万のうちの大多数の人はそうだろうと思つておるものでありますが、そうであるから、私は大多数の人を代表するといふわけじゃないが、大多数の人と同じレベルにおいて物の感じ方をします。その点がいへん何らか皆様の御参考になれば、たいへん私はこへ出たかがある、かように存じておるわけでありませう。

実はきようこちらへ来るにつきて、あらかじめ配りいただいた書類を拜見したのですが、今申した通り、私頭で物を見る方ではないのですから、ほんとうを言つてわからない。なるほど国会へ提出されたとき、提案の理由の説明が、速記や何か解説というふうなものがついております。私もよく

と目を通したのですが、あれは皆さんのやうな専門家のための解説御意見で、私たちのやうな大多数の人にはちよつとわかりかねる。たとえば刑法の第何條、民法の第何條のこれ／＼に該当したものや云々となつておる。しこうして私の手元には六法全書も何もないので、刑法第何條が何に當るかというやうなことはわからない。皆さんにはおわかりなんでしょう。そこでこれは少し問題がわきへそれるかもしれませぬが、しかし私はこれはたいへん大切な点だろうと思つておる。こういう言論や、思想に対する改革の問題が立法される場合には、あらかじめ民衆に、その必要性というものを何らかの手段において徹底させる、あるいはその前にいろいろ議論があつて、その議論が熟したときに、そういう立法をなされるというところが、これは本筋じゃないかと思つておる。非常に急を要する場合に立法される場合がある。そういう場合には少くとも立法後国民一般に周知させるということについて、政府もしくはその局に當る人は十分努力されなければならぬはずなんです。が、そういう努力は従来かつてなされたことがなかつた。ことに従来の官僚のやり方というものは、いつでも立法がなされる場合にはできるだけのものを内緒にしておつて、法案がすべてでき上るまでは絶対に秘密にする。私も長年新聞記者をしておりましたが、新聞記者は専門に秘密をかき出すために一生懸命を折つても、これを知らせまいとする、こういうわけなんです。これはかつての官僚政治もしくは専制政治時代においてはそういう必要があつたかもしれませぬが、しかし今民衆

とともに政治をしようというやういう時代においては、民衆の議論をあらかじめ聞くことなしに、民衆をあらかじめ納得させることなしに、卒然としてこういう重大問題を出されるというのでは、はなはだこれはわれ／＼が不幸であるばかりじゃない、こういう法律ができた後において、この法律がうまく行われるかどうかということ——大体この法律において一番問題になつてゐる点は、法が濫用されやしないか、濫用されやしないかという点と、なんでも、これは政府が濫用するばかりでなしに、こういう立法の仕方をしてゐるから、政府ばかりではなく、法を濫用し濫用するものは、一般民衆といへどもやつてゐる。自由を與えれば自由を濫用し、人権を認めれば人権を濫用するといふことはしばしばある。かつてはわれ／＼は政府に対してばかり警戒した。近ごろは一般民衆に対して警戒せざるを得なくなつた。こういう事態がどこから来るかといふと、こういう重大な問題が起きた場合に、民衆とは何ら相談なしに、官僚だけでもつてこそ／＼相談して、何か悪いことをするようにして立法するといふ点にあるのだらうと思ふ。これは私は政府ばかりに言つておるわけではなく、国会も近ごろは発案権を持つて発案されるやうですが、それらの点においてもそういう点を大いに注意されるべきだと思ふ。

余事ですが、新聞によりますと犬のばくち法案が出る。新聞を見て驚いた。一体犬のばくちといふものが何なんだろう。これは必要かもしれない。しかし必要としてもあれだけい／＼なばくちの法案がある。競輪

とか競馬とか、何とかかんとか、それでもまだばくちが足りない。そういうことはわれ／＼はわからない。もつとばくちがほしいという、そういうう／＼が私はわからない。そのことはあるでしようがわからぬ。だからわからしめてもらいたい。これは一つの例なんです。が、万事がこれなんです。そうですからそういう法律が出るという、いつでもその裏をくぐつたり、その法律がうまく行われぬやうなことが起るのじゃないかと思ふのです。

今度の法律のときも私はその感覚から言へば、今の世の中を見てみると、何らか破壊的の行動があつちこつち起つておる。これは單なる偶発的に個個に起つて来る問題じゃないに、その陰に一貫した、もしくは組織的な何らかがあるやうに感じるのである。しかしこれも今の法律でも十分取締り得るという確信があるならば、こういう思想や言論といふものを何ほどか制約するおそれのあるやうな法律はない方がよい、ない方がよいが、これでは間合は合わない、どうにもならぬ、そういう事態が明らかであるならば——そういう事態があるやうに私は思ふ。それならば多少の制約といふものは余儀ないことだと思ふ。こういう法律ができたならば、なか／＼言論や思想といふものはきゆうくつになるだらうと思ふのです。しかし必要の前には——先ほど松下さんもおつしやつた通りに、これははかりの問題であるので、こういうやうな制約をすることの利益と、それから放つておくことの弊害とをはかりにかけて、どつちが損得が大きいかといふことの問題で結着がつくだらうと思ひます。

私はこの法案の内容についてどれがよいとか悪いとかいうこと、この法律の條項がどうこうというものは何も申し上げることはできない。これは皆様がひとつ専門的にそういう点について御審議を願いたいと思う。この問題は私の見るところでは、先ほど委員長からおつしやつた通り、これは一党一派の問題ではない。日本の国の問題である。万一非常にわれ／＼の言論や思想に不利益のような條項がある場合には、発案者もへんな面子にこだわらずに、すなおに修正に應じ、同時にへんに反対声明をするとか何とかいうような、そういう党派心はさしはさまずに、みなで寄り合つて、今日日本が当面しておる危険なる状態を何とかしてうまく切抜けて行くという、ほんとうに民衆が寄つて相談するというような態度で、この法案が出されることを望ましい。しかし何といつても言論や思想というものは少しも制約されることは望ましくない。これは本来的にそうなるんですね。だが必要な場合にはしなかったが。新聞で拜見しますと、今国会では選挙法を改正されるのでせつかく審議中、もしくは成案を得たそうですが、それができずと、どうもこれはえらい言論の制約ですね。あの通りになつたらばくはたいへんだらうと思う。たしか四十回以上演説しちやいけなとか何とか。一番大切なのは言論の武器じゃないですか。文書による、もしくは言論によるその武器すらも、国会の諸君は、自分の、というよりも、必要からみずから制約せざるを得ないという立場にもある。そうだから、この国が非常な危険にさらされているという状態のもとにおいて

は、ある点までは私はしかたがないと思う。しかしある点までです。これを超越したらこれはたいへんなんです。場合によるとこんなことを言う人がある。この破壊活動防止法を治安維持法と同じように見て、あれと同じなんだ、あんなのだ、ファシズムにもどるのだ、そのために政府はやつているのだ、というふうな議論を聞きます。私はこいつは少し問題を變に感情的に持つて行つて、冷静なる問題の審議に役に立たぬじやまものだらうと思う。私はちやうどあの治安維持法が制定された当時新聞記者をしておりまして、これに反対して毎日々々この国会にやつて来て、反対の運動もし、陳情もして、政府に対して撤回を迫つた。そのことでずいぶんわれ／＼は損をしておる。われ／＼はにらまれちやつておる。しかしながら、このときははつきりしているのです。軍人どもがわれわれの言論を奪ひ去つて、ファシズム的の、そういうふうな政治をやろうというその目的のもとに、あの治安維持法というものができた。それにあのときこの状態は、国会というものがまことにだらしがない、もうみんな軍人の威嚇におびえてしまつて、尾を巻いてしまつてゐる。そういう状態のもとにあの治安維持法が通つたのですから、あの当時の政府の説明を見ましても、決して言論弾圧を目的とするものではないと言つておるのですが、事實は、眞の目的はそこにあつたから、われ／＼の言論の自由なんというものはなくなつてしまつた。だから、治安維持法が通つたから政府が濫用した、という議論をよくする、しかし濫用せしめたものはだれかといへば、私は国会だらう、

国会のだらしないさだらうと思う。国会にしてはほんとうにしつかりしていたならば、言論の弾圧というものはなし得るものじやない。ことに今となつてみると、民主主義の時代になると、国会というものが国の中心となつていなければならぬ。国会がしつかりしなければならぬ。国会さえしつかりしておれば、政治なんというものが、言論の弾圧とか、ファシズムにもどるというやうなことはあり得ないことです。おとといですか、きのうか、私が神田あたりを通つてみると、学生たちが何かプラカードを立てて、吉田内閣打倒——これはむろんこの法案に反対するために吉田内閣打倒なんというプラカードを立てていますが、吉田内閣とこの法案と何の関係がありましようか。吉田という人は——私はあまりはめてばかりいない、ずいぶん悪口ばかり言つておるのですが、この人はファシズムにならうなんて、そんな人じやない、またそんな強い人じやない。道説的に言へば、そのくらいの強さを持つていてもらいたくないものなんだ。この人がファシズムになるなんというこゝとは、これは常識では考えられないことじやないですか。これはばかげた話です。そうすると、将来これを濫用するものがあるとする、それは吉田内閣じやない。おそらくこの内閣だつて半年か一年先には、運命はきまつておる。これを濫用するものといへば、社会党かもしくは改進黨の諸君だ。その諸君が一番濫用を心配しておるようです。これの濫用を心配しておる諸君が、濫用するはずはないじやないですか。要するにこれを濫用するおそれがあるというの、どこにあるかといへば、

ば、国会がしつかりしているか、しつかりしていないかの問題じやないか。但しこれを濫用しようなのは共産党の諸君が濫用するかもしれない。だから一番反対されておる。もしも共産党の内部ができたなら、この法案の濫用どころの騒ぎじやない、憲法どころの騒ぎではないです。われ／＼の自由も、われわれの人権もなくなつてしまふのだ。すべてのものが弾圧されてしまふのだ。この諸君が今のところでは、自分の都合が悪いから反対しておるだけの話なんだ、そうでしょう。これも間違いないことだらうと思う。そうするとあまゝ問題を變に感情的に持つて行つて、濫用されるとか、何とか、そういうこゝとはなしに、實際これは上の方は濫用しないのだが、下つぱの役人どもが濫用することがある。これに対して十分濫用しない備えが必要ですから、そうでないように、十分な御審議を願いたいと思う。

昨日ちやうど新聞協会の方から、いろいろ参考資料として、学会の皆さんがこの法案について御研究になつたものパンフレットを送つていただきました。これは私は皮膚で物を考える方ですからわからぬ、わからないが、なるほどどうもあれを見るとたいへんなんですね。あれだけ読んでも、思想の自由もわれ／＼の言論の自由も、思想の自由も跡かたもなくなくなつてしまふ。そういうふうに見える、これじやないへんだらうと思う。だがあの人たちの考え方というものは、今日日本が当面しておるこの危険性については、まるつきり考へていない。まあ空に條文だけをお考へになつておるように思う。何と言つたところが毎日の新聞を見まして、

も、ごらんの通り、火災びんが飛んだり、爆弾が飛んだり、警察が襲われたり、税務署が襲われたり、ちつとやそつとのことではない。しかもこれはいつやら国会でも質問があつたようですが、これは共産党に限る法案ではないかというやうな御質問があつたようです。そうすると政府の方では、そうではあるまい、暴力行為をやるものは全部そうだ、こう言うのだ。だが主たる目的はやはり共産党活動でなくてはならぬのだと思う。なぜならば、今ファシズムとか、逆もどりととか、逆コースとか言つておりますが、このファシズムは本国を持つていない風来坊なんです。だがこのコミュニズムの運動というものは、そんな根なし草ではなしに、今世界をあげて二つにわかれて、どつちが勝つかというほどの強いものを持つておる運動なんです。またある議員諸君は臨時立法にしたらいいじやないかと、これは臨時的の、この一つを片つけてしまへばあとは用がないというふうなものじやないのです。この共産党の破壊活動というものは……だからこれは世界の運命がどうなるかきまるとは、私はそんなにすぐ御用なしになるといふふうなものではない、やはり多少恒久的な立法でなくちやならぬものだと思う。こういうふうなことで、變に破壊活動ということをしつて見ると、その目的の主要なる点は、私はファシズムなんというものは、あんなものは——、今ほつ／＼出て来ておるようですが、ああいう人たちはただあれだけのものなんです。たあいもないものだ、根なしのものなん

だ。風来坊みたいなものだ。あんなものはわれ／＼の国会さへしつかりして、この国会が自由のほんとうの城となり、守りとなり、とりでとなつていたら、ちつとも恐れるに足らぬものだらうと思う。いわば今現にある盛り場の暴力用毛が生えたようなもので、少ししつかりした力をもつて押えつけてしまえば、ああいうものはわれわれはそう大して恐れる理由はないのだらうと思う。しかしばかにしては困る。大分日本ではそういうことを望んでいる人があるのだから。これらに対してはわれ／＼は備える必要があるが、それと同じはかりにかけてやるといふことは皆さんどうでしょう。というのは、結局は弱い者のそういう取締りということになると、強い者が残つてしまふ、強い破壊活動というものが残されてしまふ。そういう結果になるおそれ十分私はあるのじやないかと思ふ。

要するに、私結論的に申し上げますれば、今日の当面する現実を見ると、非常に組織的な危険なる破壊活動が行われておる。これに対しては何らかの方法をとらなければならぬ。だが、この法案によつて防止し得る効果があつたとしても、その反対にわれわれが言論や思想において大きな制約を受けるという、それは差引き勘定してどつちが得か損かという点についての十分なる御考慮は願ひたいと思ふのです。これさえできたら、しかも国会がしつかりしているならば、多少われわれが言論において制約を受けるというものは、これは当面しばらくは忍びざるを得ないことだらうと、かように存じておるわけでありませう。たいへんど

うもまとまりのないことを申し上げました。……

○佐瀬委員長 これにて阿公述人の意見の陳述は一応終了いたしました。

なお吾妻光俊君及び船山登君はさしつかえておりますから、吾妻君は五月二日に、船山君は到着次第にその意見を聴取することにいたします。

ではこれより公述人の意見に対して御質疑を順次許可することにいたします。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 まず松下公述人に対して一、二お伺いをいたしたいのであります。先ほどの御説明によりまして、アメリカの国内安全保障法におきましても、一定の言論、集会、結社、宗教に対して限度を認めている、これが合憲性であるというお説であつたように思ひます。してみますと、現在の日本憲法から推して、今日つくられますところの破壊活動防止法案というものは、現実な危険性を肯定された上におきまして合憲性を持つものであるか、日本の憲法においての御意見を承りたいと思ひます。

次にもう一点、破壊活動防止法案の草案は、アメリカの破壊活動制限に対する立法と比較いたしまして、日本の立法の方が民主的な意味におきましてすぐれていると考えるか、アメリカの立法以上に非常に制限が大きくできている、民主的なものを阻害する立場にあるか、この比較的な立場に立ちまして二点をお答え願ひたい。

○松下公述人 今御質問の二点について簡単に答えたいと思ひます。

第一の点については、私は肯定できるのであります。現在の日本の憲法に

おいて合憲的であると言へると思ひます。

第二点については、非常に答弁が困難でございます。と申しますのは、日本とアメリカとは国情が違ふし、またその考え方も違ひますから、現在審議されておる日本における三法案と、アメリカにおいてすでに行われておる法律とは、いずれもその国の国情に合つた法律であるのじやないかと思ひます。いずれがより民主的であるかといふことは簡単に申し上げられませぬ。ただ次のような点だけは確実だと思ひます。

現在アメリカにおいて行われております治安法のおもなものは、一昨年通過いたしました国内安全保障法と申すものであります。なおそれ以前からい

わゆるスミス法と称するものがござい

ます。その他いろいろ法律があり

ますが、そのうち一番総合的な一番完備されたものが、一昨年の国内安全保障法であります。そこで国内安全保障法と現在審議されておるこの法案とを比較することは可能であると思ひます。

国内安全保障法において一番ねらつたものは、これも立法までにはいろいろ議論があつたのでありますが、結局こういう方法をとつたのであります。それは破壊活動をなす団体をたんに禁止する、あるいは解散を命ずるといふことは不適当である。そこであらゆる破壊活動をなす可能性のある団体を一応政府が指摘しまして、これを二つにわけ

る。第一はコミニスト・フロントと申しておりますが、共産主義前戦あるいは共産主義戦線団体、それから第二は共産主義活動団体——アクトン・オルガニゼーション、この二つ

にわけております。それで政府が、破壊活動審査委員会と申しておりますが、これに対して、ある団体がそのい

づれかに属するとみなす場合には、か

くのごとくみなしてくれという処分を申請するのであります。そこでこの審査委員会がごく慎重に審議した結果、ある団体が共産主義戦線団体である、もしくは共産主義活動団体である。前者はやや色が薄いのであります。後者は相当共産主義の色の濃い方であり

ます。こういうふうに認定するのであります。一定の基準に従つて認定をするのであります。かくのごとく認定を受けた場合には、共産主義戦線団体ないし共産主義活動団体は登録をしなければならぬ。登録をしない場合は罰則がついてお

ります。

登録をしない場合は罰則がついてお

ります。登録をしない場合は罰則がついてお

ります。登録をしない場合は罰則がついてお

にこれを制定することに反対の氣勢を上げておるのであります。この幹部諸君に会つて個人的な意見をたいてみますと、幹部諸君はこの法律制定はやむを得ないだろう、内容の修正くらいで、という意見が多いようでありまして、いざこれが団体活動になりますと、幹部を含めて撤回運動、制定反対運動が現在展開されている。こういう状況は、はたして労働組合並びに共産党と一線を画している健全な団体が、法案の内容を理解して、ほんとうに知つて反対しているか、それとも一部の扇動的な言を信じて、今申しました治安維持法と同じだというような立場で、理論を無視して断定的にかつて反対している、この理論に巻添えを食つて反対しているというようなきらいがあるのではないかいような疑いもあるのをごいいますが、これらの団体並びに組合の——これらと申しますのは、共産党と一線を画している団体に對する言葉であります、これらの運動を世間をよく知つてゐる先生の立場からいかにように理解されておりましたか。

○阿部公達人 私まだそういうふうな意味で反対される人に直接会つてお話を聞いたことはないで、どういふ意味で反対されるのか知りません。また労働組合の人たちが反対している意味合いも私はよく存じませんが、これも要するに先ほど私が申し上げた通り、政府の非常な手落ちだろうと思う。一般の輿論に訴えるというのをしなかつたといふことは、組合の人たちも、どんな組合運動だつて、輿論にそむいて、輿論の背景なしに組合運動なんてものが大きく伸びるものじやない。ところが今新聞を見ましても、雑誌を見ましても、およそこの法案について聞くところのものは、反対論みたいなものばかりだ。この法案を支持するといふのはほとんど私は聞かない。しかしながら個人々々に當つてみると、ある意味の立法は余儀ないだらうというふうなことは、たゞいまおつしやつた通りだと思ひますが、しかしながらこの法案にいろいろ制限がある、それが自由の制限になる、思想の弾圧になるというふうな思い込まれる。それから組合運動の中にもあるでしょう、非常に急激な革命思想を持つておる人があつて、そういう人が強い発言をして、それが組合を率いてゐるというふうなこともあるでしょうが、そういうことがあつたにしろ、この法案は、輿論さえこの法案を支持して、この法案はしかたがないといふことを輿論が認めたから、これらの運動は大したことじやない。ところが隠してゐたから輿論が起きない、これに對しては輿論を起さうとしなかつた。これはいかなる場合でも、今までのような官僚の考え方というものを根本から改めないと、今後こういう立法やその他もつと重要な問題が起つて来るだろう、たとえば憲法改正といふような問題に將來當面した場合には、何も輿論を問はずに、必要になつたから憲法を改正いたしますというふうな、そんな態度をとつたら、それは輿論は動かない、その動かない結果、どういふことが起るかといふことは、私は大いに危惧にたえない、かように思つております。

○佐瀬委員長 ただいま船山馨君が出席されましたので、同君の御意見を聴取することにいたします。

船山君には日本文芸家協会の本法案に對する声明について御説明願ひ、なおあわせて作家の執筆生活の上から見た御経験に徴して、言論の自由、出版の自由といふものの關係を述べていただきたいと思ひます。時間はなるべく十五分以内にまとめて供述をお願いいたします。

○船山公達人 ただいま文芸協会の声明を説明しろというお話でございまして、たゞれども、この二日に、会長の青野季吉氏が出られるはずでございまして、もし説明の必要がありましたらそれは青野会長からいたすことにいたします、私は大体自分の考へてゐることを二、三申し上げてみたいと思ひます。

私は法律解釈の専門家でもありませんし、個々の條文について意見を申し上げるというふうなことは差控えます。それから、この法案及びこれに付随した公安調査官の権限が非常に広範であるといふことなどから考へまして、これが国民全般から見まして、憲法に保障された基本的人権を侵害する危険があるといふことについて考へられますけれども、このことについても私は別に申し上げないことにいたします。ただ私は小説を書いておられますので、作家としての立場から二、三のことを申し上げたいと思ひます。

大体私どもには言論、表現の自由といふことは生命なのでありまして、これが脅かされるということになりますと、私どもには死命を制されることになるのでございます。で、たとえばこの法案について一つ考へられますことは、トルストイと十九世紀の作家の双璧であるところのドストイエフスキーに悪霊という名作があります。これは一八六四年代にモスクワに起つたネチヤーエフという大学生のリンチ事件をテーマにしてゐるのでありまして、このネチヤーエフ外五人が、そのときの帝政の社会変革をもくろみます。これは客觀的には非常に幼稚なものなものでありますけれども、その五人組が秘密結社をつくりました。そうしたところが、その中の一人が思想的な変化があつたといふことで脱退を申し出た。それで密告のおそれがあるというので、公園にひつぱり出して、ほかの四人が謀殺したといふ事件が事実あつたのであります。それをテーマにしまして悪霊という名作を生んだのでありますけれども、もと／＼ドストイエフスキーは究極において神を信じた人でありまして、唯物論的立場を基底に持つてゐる無神論に對しては非常に反対の立場であります。従つて、いわゆるこの法律でいいます破壊活動的な、こういうリンチ事件などに對して肯定はむろんしておりません。完全に否定的なのでありますけれども、しかしそういう若い学生層の中に、そういう問題がしばしば起つて来るという、帝政当時の破壊的な、しいたげられた民衆の不幸とか、あるいはそういうものを一つ一つおける政治自体に對しては、ヒューマニズムの立場から強い憎しみを持つておりましたし、それからそういう民衆に對して同情を持つておりました。そういう立場ですから、たゞい否定的にせよ、そういうものを書いた場合には、完全に頭から否定するといふような形では決して出て来ないものであります。それはいかなる場合でも、

作家というものは——それはドストイエフスキーに限らず、私もみな頭から割切つて物を考へて行くという立場にはありません。ですからそういう問題を書く場合にも、必ずしも見た目にそれを否定しておるのかどうか、はつきりしない場合もあり得ると思ひます。ところがこの法案を見ますと、もし今日この法案が成立しまして、悪霊のような作品が出たといひますと、公安調査官が主觀的にこれは破壊活動を使喚するものであるといふふうな認められた場合には、この作品を書いた作者は罰せられるといふような形になつて来るような危険をわれ／＼は感ずるのであります。もしそうだとしますと、作家は四六時中表現の自由を抑制されてゐるような恐怖と取組んでゐるような状態が出て来ると思ふのであります。もちろん私も私がおそれておりますのは、法律の拡張解釈による濫用でありまして、法律の拡張解釈で、このような極端な濫用といふものが——たとえば以前の治安維持法の場合のようになものが今すぐ起るといふことは私は申しませんし、思ひもいたしませんけれども、しかしいつか起るといふ可能性のうちに仕事をして行かなければならぬといふことは、そういう不安を持つて仕事をすると、これは不可能なものでありますから、これは明らかに言論と表現の自由を阻害する、抑制するものだと思うのであります。

先ほどお話ししました文芸家協会のこの前の第六回の総会で、この法案に對する反対の決議と声明をいたしましたけれども、われ／＼文士といふものは非常にすばらしいものであります。

一人々々意見が食い違つております。ですから決議をするという場合には非常に意見が合いませんで、反対意見などもしばしば出るのをごさいますけれども、この場合に限つては満場一致で全部熱心に賛成いたしました。それでその声明を出したわけでありまして、いかに私も作家というものがこの法案に対して非常な不安と危機感を持つており、それゆゑにこの法案に対して非常に強く反対しているのであるということ、これでもおわかりになることだと思つております。私はそのような意味でこの法案には強く反対するものでございます。

○佐瀬委員長 以上三公述人に対する質疑を続行いたします。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 松下先生阿部先生に對しての質問を一応終りまして船山先生に對して續いて質問をいたします。今いろいろ船山先生からお説がありまして、私もそれはもつともだと肯定する一人でございしますが、もし船山先生のような御心配がこの法案を検討した上でないといひますれば、あなたの御心配された点がこの法案から生れない、こういたしますと御賛成でございましょうか。それからもつと具体的に申し上げますと、この法案のその心配の点はどこだと御指摘されて御心配されておられるのか。ただ抽象的に、法律を知らないで、輿論的に批判された結果そう信じていらつしやるのか、どうなんですか。

○船山公述人 先ほどもお断りしました通り、私は法律の専門家ではございませんから、法律については常識的なものの考え方しかございません。またそれだけの知識しかございません。しかしどこかということでございますけれども、暴力主義的破壊活動という言葉はすべてあいまいなものでありまして、何が暴力主義的の何が暴力であるかというこの解釈は、暴力主義というものの、たとえば議會の中の多数政治の中にも暴力主義というものはあるものでありまして、その暴力主義というものの解釈でどうにもなることな定がありまして、それから第三條の口項でございしますが、これが私どもには一番不安なことでございまして、それからさらに問題なのは第四章の公安調査官の調査権というところなんです。その中の公安調査官というものの職能でございまして、これが非常に広範に私どもには感じられるのであります。これは全條文がそのように思われます。それでもこの公安調査官というものがこのような権能をもつて臨もうとしますれば、これは公安調査官の主観によつて私どもはどうにもなるということなであります。たとえば作品の中である放火事件が出て来るとします。その放火をした人間が何らかの政治的な思想を持つてゐる、ある政治的な思想に偏してゐる、あるいはそれに組してゐる、あるいはそのような傾向があるということさへも、放火事件を書いたことを色目で見ればどうにもなる。しかもその作者がその公安調査官に、まあ卑俗な言葉で申し訴すとにらまされてゐるという場合には、これはもう明らかに非常な危険がそこに来るのではないかとというような感じがいたします。條文の例で言いますと、そういうことなであります。それからそういう危険がない場合に

はこれに賛成であるかどうかという御質問でございまして、私も、私も文藝者というものは、暴力などというものは絶対に反対なんでありまして、私もそのやつてゐる平和運動というものは、共産党の平和運動とはいささかあれが違ふのでございまして。ですから暴力というものは全面的に否定いたしますけれども、ただ暴力主義的破壊活動という言葉によつて規制されるということ、かえつて暴力になるということ、これを私はおそれるのであります。

○佐瀬委員長 田嶋君、時間が超過していただきますから一点に限つて簡潔に願います。

○田嶋(好)委員 船山先生にお尋ねいたします。今の御趣意はよくわかりました。その疑問の点が解消してはつきりいたしますれば、この法案に對しては賛成でございしますか。

○船山公述人 暴力というものの規定がはつきりいたしました。完全に政治的な暴力にしろ何の暴力にしろ、とにかく暴力という言葉の解釈がはつきりいたしました。ほかにどう解釈のしようもない形で出て来れば別でございしますけれども、それはちよつと不可能なことだと私は思ひます。

○角田委員 私は阿部さんにひとつお尋ねを申し上げたいのであります。私は、今月の二十六日の日に慶応の学生が集つて、この法案についていろいろ意見を聞きたいということ、約二時間ばかり話したり問答をやつたんです。ところがほとんどこの法案を知らないで、そうしてほとんど全部が反対してゐる。そこで私は意外に思つたのであります。先刻、こういう法案を通すためには輿論の指導をするよ

うに輿論に問うことが必要だ、こういうお話で、私ももつともそのことだと思ひます。ただいま船山さんは法律であるからよくわからぬ、こういうお話である。そこでどういふ法律を一体提案前に国民に徹底させるような、そして輿論を集めるような方法としてやるとすれば、どういふことをやれば国民がこの法案の内容に理解を持つものでありましょうか。その点をひとつ教えを受けたいと思ひます。

○阿部公述人 これは私は政府に教えたを受けたいようなものなんです。どういふ方法によるかというところは、ものをむやみに内緒にしたり秘密にしたりすれば、輿論を受けないのはあたりまえなんです。だから政府はできるだけ開放的にすべての問題のあり方というもの、いづれでも国民に知らしておくといい態度が一番大切なのではないかと思ひます。吉田総理大臣のごときは新聞記者でもなか／＼会わぬというふうな態度なんですね。これじゃ輿論が起ることはないと思ひます。せめて一週に一ぺんや二ぺん、アメリカの大統領でも新聞記者には一週に一ぺんは一緒に会ふ。それだけのことをしてあらゆる問題についてあらゆる意見を交換してゐる。それであらゆる問題がいつでも国民の目の前にはつきりと映し出されてゐる。それが映し出されてゐないといふことは、たとえばこの破壊活動防止を必要とするような社会的事実についても、私はもつとあつてつづろに政府の所見というものを、もしくは政府の見方、知つてゐる事実というものを国民に知らしてやる方がいい。どうも役人の自分の責任のがれのために、何か問

題のあることをいろいろ／＼何かするためについて問題がはつきりしないといふことがある。どういふ方法といふことは今私は具体的にちよつとここでは言えませんが、いつでも問題の所在ははつきりしてゐる。ことに今あるような毎日出てゐる新聞の報道というものは、毎日われ／＼は危険を感じてゐるわけなんです。だからわれ／＼の感ずることは、どうも火災びんを持つて来てもつて、それをだれがどこからやつて来るか、どういふことになつてゐるかかわらない。政府はわかつてゐるかかわつておられないか知らないけれども、とにかくわれ／＼はその程度なんです。だから困つたものだと思ひます。つたものと思ひますが、これをどうしたらいいかということについてはわれ／＼は考えることができない。だからそこが、いま少し政府のかじのとり方、どうにでもなると思ひます。私は昨晩寝ながら論語を読んだのですが、その中にこういうことが書いてあるのです。「教へずして殺す、之を虐と謂ふ。戒めずして成るを觀る、之を暴と謂ふ。」といふことは、つまり教へもしないし、戒めもしないで、成るを待つたり、それから教へた通り成らぬから殺すというふうな、そういう法律はよくない。これが暴虐という言葉の起りだろつと思ひます。今の時代にわれ／＼は政府から教へてもらつたり、戒めてもらつたりするの必要はない。しかしわれ／＼の判断の資料になるものだけは、全部あからさまに出してもらわなければ困る。これすなわち暴虐のなはだしいものだと思ひます。そういう暴虐でないように願ひたいと思ひます。

○大西(正)委員 松下公述人にお尋ねいたします。第一点は、米國憲法によりますと、言論、集会、結社などについて、例外に關しまして、絶對的例外と、それから議論の余地があるけれども、実體憲法では認められておるものがある、それは明白であつて、現在の危険の存する場合である、こういうお話がございまして、この破壊活動防止法案に關連をいたしまして、法律自体の合憲性、あるいは憲法違反であるかどうかというところは別論といたしまして、それから出て来る具體的な問題について、たとえば破壊法案は言論その他による扇動行為あるいは教唆行為、そういうものを一つの獨立的な觀念として規定しておりますが、かりにこれが扇動でありましたらば、それによつて扇動された行為がまだ實現をしない先に、それが獨立に処罰されることがあり得るのであります。従つてそういう場合において、扇動によつて処罰される行為が発生しておらないのに、扇動による行為が処罰されるとすると、何らかの想定のもとに扇動が行われるということが発生すると思つておられます。そういう場合について明白にして、現在の危険ではなくて、危険なる傾向があるということ、そういう扇動行為が処罰され、また取締りの対象になつて、かりに裁判所において無罪の判決を受けるにいたしましたとしても、取締りの対象になつて、警察官のために逮捕をされたり、あるいは留置場に、あるいは未決に呻吟をしなければならぬ、こういう事態が発生すると考へるのであります。こういう点についていかにお考へであるかということ、を第一にお伺ひいたしたいのであります。

それから第二は、行政処分をなすに於いて、それが適法な手続によつて行われておるならば、アメリカ憲法上合憲性を有しておる、こういう御説明をいただいたのであります。それが、それに関連をいたしまして、本法案におきましては、この行政処分を行う機関が、調査機関も、審理を行う機関も、法務總裁のもとに屬しておるのであります。そして、いづゆる公安審査委員会というものが獨立の権能を有していると法文の上には書かれておりますけれども、しかしながら法文を讀んでみると、公安調査庁における審理がまつた限定をされて、公安審査委員会なるものは、公安調査庁が提出をいたしました書面によつて書面審理をする、そして公安審査委員会というものは獨立に調査をし、審査する資料をみずから集める権能は全然ございません。こういうものがアメリカ憲法の觀念からいまして、また先生がおつしやいましたアメリカの国家保安法でありますか、それによりまして、その委員会は獨立をしておつて、その行方準司法的な機能と受ける際におきましても、その審理について裁判所に対するある程度の拘束力といふことが、影響を持つておるようになつておると私は存するのであります。それはアメリカ憲法においては許されるかもしれませんが、日本の憲法においては、そういう審理が裁判所の審理に対して拘束力、影響を持つておることは許されません。従つてこの法案においては、そういうふうなことであります。むしろそういうことを考へますと、この際檢察あるいは警察機關が、この法案の規定しておる行政処分と相當するところの請求を裁判所に請求をして行く、そして裁判所がその公正な審理によつて公正なる判断を下す、つまり行政処分という觀念によつて、檢察並びに警察當局はその調査あるいは請求をする権限にとどめて、これに対する判断は日本の裁判所がする、こういう制度に持つて行くのが、むしろ日本の現状においては妥當ではないか、かように私考へるのであります。御意見を伺ひたいと思ひます。

○松下公述人 ただいま御質問の二点についてお答えいたします。

扇動を獨立の罪としておることについて私の考へはどうか、こういう点が第一の御質問の要點であると存するのであります。いわゆる英米法でオートバート・アクト、明らかな行為といふことが、放火とか殺人とか、こういうことが犯罪である点については何ら問題はないのであります。扇動を獨立の罪とすることについては、これは英米法においても非常に悩みのあるところである、英米の裁判所は扇動を罪とすることについて非常に躊躇であることは確かでありまして、ただ先刻も申しましたように、犯罪を扇動するということ、言論自由の範圍外というふうなことに上上げたことについて修正でなく、追加しておきますが、犯罪の扇動のこの犯罪というのは、決して政治的な犯罪ではなく、いわゆる通常われ／＼が言う破産罪みたいなものであります。そこで政治的な意味においての扇動と

いうことになりまして、どうしても現在の危険といふことがいやおうなしに出て来るのであります。そこでこれが絶對的な危険の場合においては、多少の宣傳でも非常にその害が多いわけでありまして、これは當然合憲的といふわけでありまして、その危険が少い場合においては、かかる行為を禁止する法律は違憲であるという判決をされるわけでありまして、現在われ／＼が問題としておりますこの法案が、アメリカ憲法の立場からどういふふうな認定を受けるかという点を考へますと、先刻申し上げましたように、ただいま危険が非常に差迫つてはおりませんが、危険の重大性が非常に多い場合には、その重大性の方に重点を置きまして、扇動の結果必ずしも間違ひなく現実の危険が来なくても処罰することはさしつかえないといふのがアメリカ憲法の立場であります。わが國憲法においてもアメリカ憲法とその根本の理念において一致しておると存じますから、私の意見では本法案は合憲的であると存じます。

第二の処分の適法性という点については、いろいろ問題があると存じます。ただいまの御意見によりまして、調査庁にそのような大きな調査権、見方によつては一種の審査権すらも與えておること、少し権限が大き過ぎやしないか、むしろ審査の請求権を行政官庁に與えて、この審査それ自体は裁判所に與えるという形の方がよいのじやないか、こういうことかと存じます。これも確かに一つの方法であらうと思ひます。アメリカにおいても以前からこのことが問題になつておつたのであります。今から三十年ぐらい前

にはほとんどこういうふうなことは考へられなかつたのであります。しかし裁判所ではなく準司法的な機能を持つておる行政機關が、こういう純司法的な処分権を持つようになりまして理由は、裁判所は非常に忙しいうこと、一つ、それからむしろ適格性と申しましようか、裁判所が通常の犯罪を取扱ふ、審理することには適當しておりますが、このような特殊な問題、非常にスペシヤライズされた問題を取扱うには不適當である。たとえば租税の問題、移民の問題あるいは外国人を國外に追放する問題、それらはすべて人間の自由に關する問題でありますから、一応司法權の範圍内ではあります。非常に特殊の専門的知識を要するから、いろいろの問題を取扱わなければならぬ裁判所にただちに持つて行くことは多少不適當であるといふような考へから、専門家からなる準司法的機能を帶びた専門的行政機關を設けて、その特殊の事項についてだん／＼に訓練して行くといふやり方をアメリカではとつております。現在日本においてもアメリカにおいても世界的共產主義運動が非常に浸透して来ておりまして、やや同一の條件にあるのではないかと考へるものであります。そういう点にかんがみまして、一般的な司法事項を取扱ふ裁判所よりも、むしろこの問題を特殊に取扱ふ審査委員会を設置して、この特殊の問題について訓練をしてもらうことが適當ではないかと考へます。

なお調査権が調査庁の方にあつて公安審査委員会の方にないという点について私も若干疑問に思つておりますが、これも運用よろしきを得るなら

はほとんどどういふふうなことは考へられなかつたのであります。しかし裁判所ではなく準司法的な機能を持つておる行政機關が、こういう純司法的な処分権を持つようになりまして理由は、裁判所は非常に忙しいうこと、一つ、それからむしろ適格性と申しましようか、裁判所が通常の犯罪を取扱ふ、審理することには適當しておりますが、このような特殊な問題、非常にスペシヤライズされた問題を取扱うには不適當である。たとえば租税の問題、移民の問題あるいは外国人を國外に追放する問題、それらはすべて人間の自由に關する問題でありますから、一応司法權の範圍内ではあります。非常に特殊の専門的知識を要するから、いろいろの問題を取扱わなければならぬ裁判所にただちに持つて行くことは多少不適當であるといふような考へから、専門家からなる準司法的機能を帶びた専門的行政機關を設けて、その特殊の事項についてだん／＼に訓練して行くといふやり方をアメリカではとつております。現在日本においてもアメリカにおいても世界的共產主義運動が非常に浸透して来ておりまして、やや同一の條件にあるのではないかと考へるものであります。そういう点にかんがみまして、一般的な司法事項を取扱ふ裁判所よりも、むしろこの問題を特殊に取扱ふ審査委員会を設置して、この特殊の問題について訓練をしてもらうことが適當ではないかと考へます。

なお調査権が調査庁の方にあつて公安審査委員会の方にないという点について私も若干疑問に思つておりますが、これも運用よろしきを得るなら

はほとんどどういふふうなことは考へられなかつたのであります。しかし裁判所ではなく準司法的な機能を持つておる行政機關が、こういう純司法的な処分権を持つようになりまして理由は、裁判所は非常に忙しいうこと、一つ、それからむしろ適格性と申しましようか、裁判所が通常の犯罪を取扱ふ、審理することには適當しておりますが、このような特殊な問題、非常にスペシヤライズされた問題を取扱うには不適當である。たとえば租税の問題、移民の問題あるいは外国人を國外に追放する問題、それらはすべて人間の自由に關する問題でありますから、一応司法權の範圍内ではあります。非常に特殊の専門的知識を要するから、いろいろの問題を取扱わなければならぬ裁判所にただちに持つて行くことは多少不適當であるといふような考へから、専門家からなる準司法的機能を帶びた専門的行政機關を設けて、その特殊の事項についてだん／＼に訓練して行くといふやり方をアメリカではとつております。現在日本においてもアメリカにおいても世界的共產主義運動が非常に浸透して来ておりまして、やや同一の條件にあるのではないかと考へるものであります。そういう点にかんがみまして、一般的な司法事項を取扱ふ裁判所よりも、むしろこの問題を特殊に取扱ふ審査委員会を設置して、この特殊の問題について訓練をしてもらうことが適當ではないかと考へます。

はほとんどどういふふうなことは考へられなかつたのであります。しかし裁判所ではなく準司法的な機能を持つておる行政機關が、こういう純司法的な処分権を持つようになりまして理由は、裁判所は非常に忙しいうこと、一つ、それからむしろ適格性と申しましようか、裁判所が通常の犯罪を取扱ふ、審理することには適當しておりますが、このような特殊な問題、非常にスペシヤライズされた問題を取扱うには不適當である。たとえば租税の問題、移民の問題あるいは外国人を國外に追放する問題、それらはすべて人間の自由に關する問題でありますから、一応司法權の範圍内ではあります。非常に特殊の専門的知識を要するから、いろいろの問題を取扱わなければならぬ裁判所にただちに持つて行くことは多少不適當であるといふような考へから、専門家からなる準司法的機能を帶びた専門的行政機關を設けて、その特殊の事項についてだん／＼に訓練して行くといふやり方をアメリカではとつております。現在日本においてもアメリカにおいても世界的共產主義運動が非常に浸透して来ておりまして、やや同一の條件にあるのではないかと考へるものであります。そういう点にかんがみまして、一般的な司法事項を取扱ふ裁判所よりも、むしろこの問題を特殊に取扱ふ審査委員会を設置して、この特殊の問題について訓練をしてもらうことが適當ではないかと考へます。

ば、公安審査委員会の独立を保つて行くことができるのじやないかと私は考へております。

○佐瀬委員長 時間の制約もあり、またここではなるべく多数の問題に触れたいと思ひますから、質疑応答もなるべく簡潔に願ひたいと思ひます。

○大西(正)委員 次は阿部公述人にお尋ねいたします。組織的な活動により非常に根のある破壊活動が行われており、非常に感ずるというお話がございまして、われ／＼もそう感ずるのであります。ところが政府の説明によりまして、その破壊的行為とその組織との間の関連についての明白な証明がまだなされておるとはわれ／＼考へませ

ん。そこでこういう法案をつくるのも、つけようであります、しかしその前に、たとえば共産党の地下にもぐつた人々に対して、今日の警察並びに特審局の活動は、国民の目にも非常に力がないように思われるのであります。そこでその力のないのは、一体どういふところから来てるのかというところに、もし何かお考へがございまして、お伺ひしたいと思ふのであります。

○阿部公述人 御質問、私もまったく御同感なんです。はなはだ警察の力がないために、無用に社会的混乱や社会的不安が起きたという事実はあるだろうと思ふのですが、好意的に見れば、何しろ負け惜しみをやつて、あのごたごたした最中、警察だけがしつかりしてやれやれということも、ずいぶん無理な話ではないかと思ふ。近ごろは終戦当時から見れば、よほど暮しも楽になり、秩序も回復したことは疑うべからざる事実なので、にわかに警察が

局がそれだけの活動力を持つことを望むのは、好意的に解釈すれば無理な点があるのではないかと。しかしながらこれでも十分だとはもちろん私は考へません。ずいぶんだらしないが、こんなことではないんだらうかと絶えず思つておる一人なんです。要するに、多少われわれはしんぼうする必要があるだろうと思ふのですが、そのことによつて、こういう法律ができて、さてどういふ無力の警察で十分の取締りができるかという点については、私はずいぶん疑いを持つておる。これはむしろ政府にお伺ひしたいくらいのものであります。ここでは質問を許さないやうです

から……

○大西(正)委員 法律が幾らできて、それを十分に運用ができなければ、問題になりませんが、そこでどういふ破壊活動に対する国家の大綱がつくられまして、公安調査庁といつたものを、たとえば現在の警察とか検察といつた機関の上に持つて、つまり屋上屋をかけた国費を使い、しかもそれが力がないといふことではないのかどうか。あるいはまたお互ひに派閥的になりまして勢力争ひをして、かえつて統一的な情報の収集に非常な支障を来すおそれがないかどうか、この点についてお伺ひいたします。

○阿部公述人 どうもそういう役所のことはわからないのですが、そういうじやまつけのものなら、さつさとやめてもよくはないか、私はそういうことにはちつとも拘泥する必要はないだろうと思ふ。政府も拘泥することはない、国会も拘泥することはない。われ／＼から言へば、そういう危い破壊活動がなくなれば、それで安心なんだから、

そういう点については厳格なる御審議を願ひたいと思ひます。

○山口(好)委員 大体私がお聞きしたいと思つておつたことは、ほかの委員から御質問があつたやうですが、阿部眞之助さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。阿部さんのお考へ方はわれわれも同感でございまして、ただ評論家としてのお立場からいって、共産主義となえる連中が現在のところ非常に凶悪な乱暴をする、こういうやうな現象がありまゝるので、それでやういふやうなお話があつたのだらうと思ひますが、共産主義理論を説くことは、やはり資本主義の理論を説くというのと、同じやうに尊重してよいやうか。

○阿部公述人 私は一向さしつかえないことだと思つております。それではないけれど、言論の自由も思想の自由も何もその点は私は十分認めなければならぬのだと思ひます。但しそこに行動の加つた場合は危険なのであります。行動が加わりやすい主義であり、行動のないただ空の理論じやない。そこにわれ／＼は大いに注意しなければならぬ。ただ大学の教授が講壇的に理論を説くだけのことは、一向さしつかえないことだと思ひます。

○山口(好)委員 そこでお話の中に、この法律は政府が濫用するのみならず、国民の方で濫用するおそれがある、こういうやうなお話があつたやうであります、その国民が濫用するやうな意味は、どういふ内容のものでございませうか。

○阿部公述人 それは私先ほど申しま

したときは、この法律がどう濫用されるかという意味じやなしに、従来の法律が、一般論として、十分に国民に納得されず、審議されずに、わからぬままに通されるために、両方から濫用されるおそれがある。だから今度も十分国民に納得させるやうな方式をとらないと、また濫用されるおそれがある。この行為のどこがどうなるかというところは、今私にはわかりません。

○山口(好)委員 まことに阿部さんの先ほどの全般的な御論説は同感でありまして、われ／＼も共産主義でも資本主義でも、その正しい理論を述べておるといふにすぎない間におきましては、この理論的主張は尊重いたさなければならぬと思ふのであります。それに付随して、い／＼な暴力行為、破壊行為が行われる場合には、これは左でも右でもその暴力行為は許すべからざるものである、こういうふうに考へておりますので、先ほど共産党が大体端的に、い／＼は対象になるのではないのか、共産党の暴力行為といふものが対象になるのではないかと、い／＼な御説でございまして、政府の説明では、そういう共産党のみにかかわらず、一般的に破壊的な暴力行為を対象とするものである、こういうやうな今までの答弁になつております。阿部さんの御真意もそういうところにあると思ひますが、さやうですか。

○阿部公述人 まあ一般論を申し上げるとすれば、それはそんなことなどでは、先ほど私もうち割つた話を申し上げました、これは私もい／＼議論をしたことがございまして、むしろ今となつたら、この共産党の非合法化と

いうことについてもう少ししだいに考へる時期が来たのではないかと、かやうに存じて、そういう議論をしたこともございまして、これが共産党を一面において合法的に認めておきながら、陰でどんな弾圧をするのか知らぬけれど、非常に弾圧するやうな、そういう形をとつておるために、い／＼あてもない、こうでもないという持つてまわつた手段で共産党に対するため

に、い／＼不合理なことが起つて来る。問題が起つて議論をすれば、共産党にやつつけられて政府がきやう／＼言ふといふやうな現象が起つて来る。それをほつてしまふやうな議論は、やないじやないかという議論をしたことがあるのです。それが適當かどうかというところは、これは十分考へなければならぬと思ひますが、曖昧模糊として右にも左にもなつておるやうなことは、非常に体裁はいいですが、うち割つた話が、右なんというのは、実に根拠のない、それは私に言わせれば、ばくち打ちの親方みたいなもので、そんなものは大したものでない、そういうふうな意味です。

○山口(好)委員 ただいまの阿部さんのうち割つてのお話は、われ／＼も實際この法案も審議するにあたりまして、実ははつきりとしたやうな行い、い／＼な弊害も少いじやないかというところも実は考へておるものであります。かやうな質問をした次第であります。よくわかりました。

○鐵冶委員 松下さんに簡単に一点だけ。先ほど大西委員からの質問に対する御答弁の点ですが、準司法的のものであるから裁判所にやらしてもいいという考へを持つた。われ／＼もそう

いうことを考えてみたのですが、あなたのおっしゃる点よりも、もつと根本的に司法裁判所でやっていたかぬものでないかという疑念を持つております。それを明らかにしてもらいたいのです。それはなるほど審査とは申しませんが、行政行為を促すものである。従つてこの審査自身が行政行為であらうと思つております。行政行為であれば、司法機関たる裁判所がやるべきものでない、かように私考しますが、私の考えが間違つておりますか、その点を明確にしてもらいたい。

○佐瀬委員長 司法行為と行政行為の境界いかんという基本的な問題をもあわせて御答弁願ひたい。

○松下公述人 大体において私御同感なのであります。私の専門のアメリカの例をとるようにはいたしたくないのでありますが、純粹な法律の解釈の場合であります。これはむしろ裁判所で法律の専門家である裁判官が審理決定しなければならぬことになる。ただ現在われわれの問題としておりますような一定の団体が、破壊的活動をしたかどうかというところは、これは法律の解釈ということが全然入らないわけではあります。主として事実の認定の問題である。そしてその事実の認定も、いわば英米で言うジュリーです。か、陪審員のような普通のほかの業務に携わつてゐる人が集まつて、常識で認定していかどうかという問題があるわけではあります。私はそうではないと思つて、共産主義の側の方では、相当綿密な調査をして、相当周到な用意をもつて科学的に行動しておりますから、それに対する認定ということも、いわゆるしるうとにさせることは非常に危険

が起きまして、實際上にあふない者を放してしまひ、實際危険のない人をつかまえるというようなことになりはしないか。そこでただいまのエキスパート——訓練をした専門家にこの認定をしてもらうということが必要である。これもすでにアメリカにおいてしばしば論議された結果、特に最近においてフランクフアスターという最高裁判所の判事が出る前まで、最高裁判所に於いてもこの点について非常に微みがあつて、行政権がそこまで出ることは司法権に対する侵害ではないかといふことが微みであつた。フランクフアスター氏が、大体今から十五、六年前ですが、最高裁判所の判事に任命されましたから、非常に行政権の範囲というものを飛躍的に広く解釈して、そしてその反面、司法権はこういう事実認定については、そこまでタッチしてはいけないという判決がしばしば示されております。そこでこれもやはりアメリカにおけると同様、わが国におきましても、認定それ自体は行政機関にさせて、その認定の基準になつておる法律の解釈が正しいかどうかという、この問題までも行政機関がするということは、これは司法権に対する侵害であると存じますから、明らかにその点においては再審査の道を開いて、法律に違反したような基準によつて認定した場合には、その認定を拒否するといふ権限は、今日どこまでも司法権に留保しておく必要がある。この点はアメリカ憲法においても、日本の憲法においても、いかなる文明国の憲法においても、その区別というものはつきりしておかなければならぬ、こういうふうに私は考へております。

○鐵冶委員 船山さんに一点伺ひたいのは、先ほどあなたの一番の反対の根拠は、この第三條に書いてあります。暴力的破壊活動という文字そのものが漠然としておつて、非常につかまへにくい、かようなことで規制されることはなほだ困る、こういうふうには承つておるのでございます。なるほど暴力的破壊活動という文字だけでは、何のことかわかりませんが、その立案者は、第三條に書いてあります。通り「暴力的破壊活動」とは、左に掲げる行為をいう。と。こういうふう

に明記してあるつもりでおります。でありますから、暴力的破壊活動という文字だけではあまいまいでいかぬという議論は当然ぬと思ひます。問題はここに明確にしようとしておるけれども、これでも明確でないという御議論なのか、その点がわからないと思ひます。この点を明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○船山公述人 暴力的破壊活動がどういふものかというところは、ここにずつとありまして、お話の通りでありますけれども、たとへば暴力といひましても、火をつけるとか、人を殺すとか、そういうのはつきりした、つまりこれはだれが見ても暴力なんでありま

す。またたとえば騒擾とか何とかいふようなこともありますけれども、教唆もしくは使喚——使喚するのですか、扇動するのですか、そういうような形になつて参りますと、これは非常にどうにでもとれることなんでしょう。と。こつちが使喚する目的も何もないと言つたところで、そちらで認められればこれはもういたし方がないような場合もさういふ出て来るはずであります。

すし、しかもそのような使喚するような文書、あるいは図書を、印刷頒布し、公然掲示する目的をもつて所持することはいかぬということになつて参りますと、これはまさに漠然として来るではないかと思ひます。

○田中委員 まず松下公述人にお尋ねいたします。御説明によりまして、大分アメリカの模様もよくわかつたのですが、私も考えるに、アメリカがその建国の初期あるいは中期に至るまでは青年期といひますが、非常に民主主義が徹底せる時代であつたと思ひます。特に御指摘のように、一八五五年以前においては、行政権力によつて基本人権を制限するといふことはなかつたという御説明、その通りだと思ひます。ところがその後次第々々に、ことに第二次世界大戦後に至つては、またたくわれわれの常識からしては、どん／＼と行政処分によつて基本人権を制限するといふ事実が現われて来たわけでありまして、驚くにたえたような法律もなくさん出でゐる、特に連邦調査局というやうな制度ができて、日本の昔の特高、あるいはそれ以上の科学的なスパイ制度が全国に張りめぐらされてゐるという事実も御承知のほどであります。一言にして言へば、今や資本主義の終末期にあるアメリカが、自分の体内の矛盾を何とか強力な手段によつて克服すべく、次第々々にファシヨ化しつつあるという実態を見なければならぬと思ひます。われ／＼は今から日本を真に民主的に建設しようとする場合に、必ずしも現在のアメリカの制度をもつて範とするに足りないと私は思ふのであります。まずその点に対する御感想をお伺ひいたしま

す。

○松下公述人 御質問にお答えいたします。私が今日の公述人の一人としてお呼びをいただきましたのは、アメリカ憲法に關する専門家の一人として、皆さんに何か私の考えを申し上げる価値があるとお考へになつたためであるかもしれません。そこでアメリカの資本主義がどういふ過程にあるか、それからそれについてわれ／＼がどういふふうにか考へるか、あるいは共産主義と資本主義といふのが是であるかといふことは、非常に重大な問題であると思ひます。しかしそれは今日私が参りました性質からいって、それに対するお答えをする資格を持つておりません。個人としては若干考へがございまして、私が今日上りました目的に沿つないと思ひますから、別の機会においてこのことを明らかにしたいと思ひます。

○田中委員 それではもつと法律的に尋ねたいです。先ほどフランクフアスターの例を引用されました。この人物がナチスバリのドイツ系の法学者であることは御承知の通りであります。これがアメリカに入つて来て、大いにいゝゆる行政権によつて基本人権の制限をする、これがいゝゆるファシヨ的な立法を推進するための一つのシヨとなつて働いておるといふ事実はお認めになりますか。

○松下公述人 フランクフアスター以前に若干さういふ動きはございましたが、フランクフアスターが最高裁判所の判事になりましたから、行政権の強化といふことは実に目ざましいものがありまして、これに対してはいろいろの批判ないし非難があることは明らかであります。これをもつてファシヨ的

であるかどうかということは各人の見るところによつて異なると思ひます。行政権が著しく強化され、これに対する相当非難もある。賛成もありですが、非難もあることは明らかな事実であります。

○田中(義)委員　そこであと一問にしておきますが、日本の憲法を見ますと、その九十七條には、それに至るまでに、思想及び良心の自由とかあるいは信教の自由とか、集会、結社、言論、出版その他一切の表現の自由というふうなものを基本人権と並べて規定をして、最後に九十七條では、この憲法の求める基本人権は犯すことのできない永久の権利であるというふうな保障があるのではありませんか。これは私どもの解釈によると、元來人民の基本人権——ここに規定されているようなものは、長い歴史と闘争の過程で獲得したものであつて、これは憲法をかつてに改正したりあるいはかつてに立法をして、それでもつて基本人権をかつてに制限することはできないのだということをここに明言しておる、そのように解釈しております。もしその立場をとりますと、今問題になつておるこの破防法のごときはまつたく憲法に違反するものであるということになるのであります。お説のような合憲説は成立したぬことになりませんが、その点についてもう一べん明らかに教へて願ひたい。

○松下公述人　その点は私が先刻第二のところで御説明申し上げたと思ひますが、明瞭にして現在の危険説、その理論では十分説明がしきれなくなりました。いわゆる均衡説、一方において言論、弾圧、言論抑制の危険というものが、一方において具体的な危険の重大

性とその重大性から生ずる蓋然性というものの、その両方をはかつていづれが大いにかというところによつて、言論自由の限界がきまるといふことが、現在のアメリカの憲法の公の解釈になつております。それはアメリカにおいてそのうであつて、必ずしも日本にも同じことが適用されるかされないかは問題であります。結局人間の考える考え方には大体共通点があると思ひます。私はあえてアメリカのまねをしるという意味ではなく、日本においても大体このういふような解釈がとられ得るのじやないかというふうな考へております。従つて私はこの法案は合憲的であると存じます。

○佐藤委員　ただいま田中君と松下公述人の質疑応答の中に、フランクフアターが行政権の強化に非常な密着されたというふうな点が取上げられたのであります。フランクフアターはルーズヴェルトのニュー・ディールの遂行に伴うアメリカの司法改革のため大審院に入つた人であつて、その後には共産黨員であるとすわられたうに私は聞いておるのではありません。そのうするとこれは行政権の強化というよりか、むしろ逆の方に密着するべき性質のものであつたのではないかと、ふうにもそんなくされるのであります。もし松下教授がアメリカにおいて調査された点がありますれば、その点について御説明願ひたいと思ひます。

○松下公述人　ちよつと答えたいします。フランクフアターの身分調べを私は十分にしております。満足な答えができるかどうかかわかりませんが、ルーズヴェルトという人は、いわゆる新自由主義者といわれた人

で、ルーズヴェルトの背景になつておるいわゆるブレイン・トラストの人々の中には、共産主義者はいくらかありますが、相当進歩的といわれる人たちが非常に多かつたのであります。フランクフアターも学友であります。その一味徒党といふふうにいわれておつたことは確かであります。ただ彼が共産主義者であつたかといふ問題になります。これははっきり共産主義者ではなかつた、また共産主義の便乗者でもなかつた、私は信じております。もしそうであるとするならば、国会において必ず喚問を受けたであらうと思ひます。相当めんどろなことになると思ひますが、そういう事実がございませぬから、フランクフアターが共産主義者であつたといふことは私は信じないのでございませぬ。

○田中(義)委員　次に阿部公述人に、二点お尋ねします。お話の中に、この法律は共産党目当であらうという趣旨のこと、それから盛り場の暴力団みたくなものではない、はつたらかしておいたところで大した害悪にはならない、問題は共産党なんかであつてゆるがせにできないという趣旨の御発言がありました。そこでお尋ねしたいのは、共産党とか共産主義の団体なるものは、これは何か盛り場の暴力団を拡張したような、そういう暴力団的なものだ、ただ勢い大きい、小さいだけの相違であつて、暴力団的なものであるという御所懐でありますか。

○阿部公述人　ただいまの御質問のちよつと反対になつておるに思ふのであります。私はあなたがおつしやつ

たように、一方は思想的背景の何もなかつたものではないものであつて、一方はなかなかに深い根が深いものである、そういうふうな意味なのであります。

○田中(義)委員　續いてお尋ねします。そうしますと片方は思想的な根も何もない、片方は思想的な根があるがゆえに警戒を要する、これは弾圧しなければならぬということになると思ひますが、そうしますと、まさしく思想の弾圧ということになりませんか。

○阿部公述人　どうも思想を弾圧するということは前から非常に警戒して、繰返して申し上げてゐるのですが、そういう深い根を持つた、思想を持つた、そういう破壊活動についてはわれわれは考えなければならぬと申し上げてゐるわけですね。

○田中(義)委員　議論はやめます。そこで何か阿部さんのおつしやるには、今明白なる現在の危険があるかのよう、な、もつと露骨に言へば、日常新聞、ラジオで報道されている交番の焼打ちとか、巡査いじめとか、税務署襲撃とか、いろいろなるもの、事件が、どうも阿部さんのお話によると、何か共産党が裏で組織的に計画的にやつてゐる片々たる現われである。だから共産党をやつて行かなくてはならぬといふうに持つて行かれたように感じられたのであります。そういう御趣旨でありますか。

私心的な感覚というか、新聞社的な感覚というか、六感に訴へてのお話であつて、法一項、二項の証拠によるわけではない。だからこれは政府の鋭意捜査に當つておられる特審局でさえも結論は出ていないという表明であります。そこであなたにお聞きしたいのは、これは共産党に間違いないのだ。だから共産党をやつて行かなくてはならぬという何か確信が生れるほどのニュース——ニュースと言つても、確実なものがあるかどうかをお聞きしたかつたのであります。それはないわけですね。

○阿部公述人　私も新聞記者として新聞記者のセンスで動いてゐるのだ、あなたもひとつ政治的なセンスをもつて世の中をのぞいてくださるとおわかりだろふと思ひますが、このまほうつておいてよいかどうかということ、私はあなたのセンスに信頼するよりしかたがないと思ひるのでございませぬ。

○佐藤委員　猪俣浩三君。

○猪俣委員　時間の節約のために問題を全部出してお答え願ひます。松下さんからお尋ねします。

アメリカの国内安全保障法、俗稱マツカン法というものが成立しましたのは一九五〇年でありましたが、その一部をなしますムント・ニクソン法というものが出されましたのは一九四八年一月であります。ところがこの法案の出る前に、非米活動委員会というものが十箇年間活動をいたしました。いろいろの事実を調べ、五百ページに上る証人の証言ができておる。それを資料といたしましてこの法案が成立した。なおサザランド教授の自由と国内

安全保障という本を讀みますと、一九四八年から五〇年までの間に、こういう非常活動を取締るような法案が三十八も各州から出て来た。そういう資料をもとにいたしまして、二年八箇月かかりましてこのマツカラン法ができたというのであります。これはさつき阿部さんが言つたような、要するに一般輿論に訴えるという点がなかつたという点と関連いたしますが、かようなマツカラン法が成立したに至りまして、アメリカにおける準備活動と申しますか、そういうことに対する、ひとつ簡単でよろしゅうございしますから、模様をお話願いたい、これが第一点であります。

第二点は本法の第二十一條に關係いたします。すなわち公安審査委員会の問題であります。これについて三點ばかり御意見を承りたい。この公安審査委員会の決定というものは、行政権による司法行為であることは明らかであります。これにつきまして公安審査委員会はすべて書面審理で決定を行う、この点であります。それに対する御意見を伺いたい。従つて公安審査委員会は職権による調査がない。アメリカの国内安全保障法の第十三條を見ますれば、いかなる調査でも、この破壊活動防止委員会ができるように規定されていゝと思ふのであります。それが、それと通關いたしまして、日本の公安審査委員会の職権調査というものが何もない。これが第一点。

第二点は、それと関連いたしまして、この調査庁に對しましては、にらまれた団体からいゝな証提意見が出せるようになっておられますけれども、この公安審査委員会に對しまして

は、新たな証提の申出をするような規定がないのであります。この点につきまして、私どもは司法行為である以上は、なるべく裁判のいい点を取上げ、それに準ずる構想を持たなければならぬと思ふ。そこで、そういう意味で、アメリカの安全保障法の十三條にとらみ合せまして、この政府の提案せられたる破壊活動防止法の第二十一條の規定につきましての御意見を承りたいと存じます。

第三点は、この公安審査委員会の審査につきまして、不服の者は訴訟の道が開かれておる。百日以内に裁判をしなればならないという規定がありまして、行政事件訴訟特例法によりまして、解散という決定を受けた団体がその行政処分に対して執行停止の仮処分をされるという道があるわけである。但し内閣総理大臣が異議を申立てればだめになる。そこで今までの実例から言いますと、行政処分の執行停止が出ますと、必ずそれが内閣に通報せられて、内閣総理大臣は必ず異議の申立てをやつてゐるのが実例であります。そうするとこの行政事件訴訟特例法の十條というものは有名無実になると思ふのであります。そこで訴訟の道を開くといつても、これはほとんどお体裁にすぎないと私は考へる。アメリカの事情は一体どうなつておりますか。この行政行為によりまして解散その他の処分を受けたものが、一体どういふ司法的な救済が規定せられておりますか。

いま一点、本法におきましてはいわゆる正当なる労働運動なんかは弾圧するのではないといふことを書いておられますし、政府委員もそれを極力説明し

ておりますが、かりにいゝゆる職権濫用のようなことになりまして、正当な労働運動も弾圧するやうなことがある場合に、アメリカには圧迫を受けましたる団体を助け、そういう濫用をなくする意味におきまして、濫用しました行政官吏に對してどういふうな制裁があるのか。そういう点について御意見を承りたいと思ひます。

○松下公述人 非常に問題が廣汎でありまして、私が十分に御質問を理解し、かつそれを記憶しておるかどうか疑問であります。できるだけ誠意をもつて御説明を申し上げたいと思ひます。

第一は、現在アメリカに実施されております国内安全保障法、あれがあの程度までできたためにはどういふたやうな方策をとつたか、これは非米活動委員会がおもその音頭とをいたしましたが、その前には非米活動委員会といわす、ダイシー・コミティーと申しておられます。ダイシーといふ人が中心になつて、共產党その他一切の非米的活動の調査をして、それで相当やり玉に上つた人もあるものであります。実情を私が感じますと、これははなはだ不評判な委員会、特にインテリなどからはいゝば鼻つまみになつておる。それでごく最近に至るまで——ニクソンなどもそうであります。とうてい両院を通過する見込みなどはなかつた。これは長い間の宣伝と運動の結果あゝいふ法案ができたといふのではなく、むしろ普通ならば通過しないであろうものを、朝鮮事件及びそれに類似するいゝな時局の切迫に、アメリカの朝野が——特に野の方ですが、世界共産主義活動といふものの危険性を非常に強く最近になつて感じた結果、

この法案が議院を通過するやうになつたので、これは政府側の宣伝といふことはほとんどなかつたと思ひます。むしろ国民の間からおのづから反ソ的な、反共産的な動き、感情といふものがだん／＼につのつて來ましたが、一九五〇年あたりから俄然その勢いが高じて來て、このやうな法案が非常に楽に大多數をもつて通過するやうになつたのであると私は考へる。

それから第二点、公安審査委員会においては書面審理のみをもつて決定をする、そのことの可否という点であります。これは問題が二つにわかれると思ひますが、その可否という点、どちらの方が慎重であり、どちらの方が国民の自由を守る点から見てよろしいかという問題に限つてみますと、これは書面審理だけでなく、口頭弁論といふものが必要である、そうした方がよろう。政府が書面審理といふふうにしてこゝういふ法案を提出しましたことについては、私がこゝで政府にかかつて弁明する必要はございせんから、この点については私は弁明いたしません。ただ問題をちよつとかえて、日本の憲法というよりむしろアメリカの憲法の立場から、書面審理のみで口頭弁論を許さないといふことが違憲になるかどうかといふ問題に局限してみますと、これは必ずしも違憲の判決は受けないのじやないかと思ひます。といふのは、弁明の機会を與えておらなければ別であります。違憲の判決はアメリカ憲法においても受けないのじやないかと私は考へております。

と大体同じではないかと思ひます。職権調査はできないといふことは、自由権の保護といふ点から見て必ずしも十分ではないといふやうに考へるわけですが、アメリカの国内安全保障法においては、公安審査委員会、これは破壊活動審査委員会と稱してありますが、この権限はもつとずつと廣く廣くなつております。

次に、再審査の道が本法案においても開かれておるが、アメリカにおいてはどうかといふ御質問だと記憶しております。これも時間がありませんので簡単に申し上げますが、いかなる点についても非常に廣く再審査の道が開かれておりますから、この点においては遺憾の点はないと思つております。日本におけるよりもつとこれが廣く開かれておる。そこでこれは私の言うべきことではなくて、單なる感想であります。私が決して今回の破壊活動防止法案のみで万々終了といふことにはならない。これに關連してゝいゝな法律の改正といふことが必要になつて來ると思ふ。そうすると問題が大きくなり過ぎますから、私はその点については触れないことにいたします。

最後に、正当な労働組合運動等には干渉しないといふことになつておるが、もし不幸にして干渉するやうになつた場合にはどうかであるか。アメリカにおいてこれはどういふふうに取り扱つておるかといふ問題であります。御承知のやうに、アメリカではいゝなお行政法の発達といふものはきわめて幼稚といひましようか、これは英米ともに權利の侵害の場合については、私法的に解決をつけるといふことが原則になつております。これはキング・キヤ

ン・ドワー・ノー・ロング、国王は法律を侵すことはない。州もしくは合衆国を相手取るということは原則としてできないことになつておる。そこで国家自身が救済手段に當るよりか、具体的に不当行為をした官吏、役人を相手取つて不法行為に基づく損害賠償の訴えを起すわけでありませう。これが相當にきいておられます。ただ役人は一定の限定された収入があるのでありますから、十分な救済が得られるかどうかは、大分疑問であります。相當な救済は得られる。その訴えが相當な根拠があつて、そして十分な金銭的な救済が得られない場合には、これは州でなく、市の場合であります。市がそれにかつて賠償をするという道も開かれておられますが、国家及び州については、まだそういう道が開かれておらない。簡單でございますが……。

○佐瀬委員長 風早八十二君。

○風早委員 評論家の阿部さんに二、三点この際尋ねたいと思ひます。あなたはこの法律の是非について、皮膚の感覚で判断されると言われておるのではありませんか、私もその考え方を尊重しまして、なるべくそういう意味でひとつお尋ねしたいと思ひます。

まず第一点は、この法案がだれに被害を與えるかということでありませう。共産党は、この法案が出ようが出まいが、やられるだけはやられております。またその反面、これがかりに出ましても、やられないだけはやられない。つまり共産党には抵抗というものがあつたものでありまして、こんなものであつたものでないわけですか。でありますから、かりに共産党だけをね

らつておるといたしまして、実際の被害者は、労働者であり、農民であり、市民であり、婦人であり、青年であり、學者であり、評論家でもあると思ふのであります。この点は、たとえば労働者も、あなたと同じようにやりくりつてはなしに、皮膚で、実際の経験で感じておられます。先般の総評のゼネストなり、特に炭労の頑強な下から盛り上つたゼネスト、こういうようなものにはその現われであります。この点につきまして阿部さんは、かりにこれが共産党をねらつた法案であるとしても、実際の被害はあなたの方に及ぶのであるという点をどう考へておられるか、これをひとつお尋ねしたいと思ひます。

○阿部公述人 どうもあなたの御質問によりまして、被害という、何かわれわれをひどい目にあわせる目的のためにできた法律のように受取る目的の私には必ずしもそうとは考へておらないのです。むしろ破壊活動といふものがなくなれば、われわれの幸福が増すのじやないか、その目的のためにできたのじやないか、こう思つておるのです。但し今あなたがおつしやつたように、非常にこの法律が濫用されて、私どもの自由や私どもの言論が非常に弾圧されるというやうな結果になれば、われわれは被害者であります。だれも被害者はないつこはないのだ。私の感覚はそんなんでございませう。

○風早委員 評論家の代表としての阿部さんがたいへん甘い感覚をお持ちであるやうで、それも事實として承つておきますが、先ほどあなたは吉田総理は新聞記者にも会いたがらない、こ

いう法案もだれにも相談なしに、どこかでこれをつてにつくつて、そうして国会へ出して来た、こういうやうなことは、これは一種の暴虐である、暴虐政治である、こういうことを言つておられますが、さしあたりそういうやうな言論は、この法律の対象になるものとお考え願ひたいのであります。第二点として私がお尋ねしたいのは、この法案の真のねらいといふものはどこにあるかということですが、私は労働者、農民、市民や評論家、こういう人たちに實際被害が及ぶと言ひましたが、これはただ単にとばかりとして及ぶわけではない、これが拡張解釈せられ、非常に乱暴な適用をせられて、これが及ぶといふのではないのであります。最初からねらいはやはりそこにある。大体この法案と関連した、今日の一切の背景、こういうものと無関係にこの法案といふものはむしろ出たわけではないし、またこれを無関係に切り離して判断するわけには参らないと思ふのであります。今日アメリカが一体何を日本に望んでゐるか、その世界政策、特にアジア作戦、そして日本の占領制度の継続、こういう大きな背景がここにあるといふことは御承知と思ふのであります。その中でいふ、今経済界にもまた国民生活の上にも多大の犠牲負担といふものがおのずからこれは生じておるのであります。これに對してはまた国民の側から、各方面から反對が起つておるわけでありませう。この場合の衆行動、これがじやまになる、これを掃除しなければ、これを断絶しなければ、このアメリカの対日支配がうまく行かないといふところ、根本のねらいがあるといふ

ことは、大体われわれは客観的な事実としてまず前提にするのであります。が、そういうやうな状況のもとで、實際にたまたまつちりといふのでなくして、実際のねらいが共産党ぐるみといふ一般の国民大衆の批判的な一切の行動、こういうものが対象となるのだといふことについて、あなたは、どういふふうにお考えになるのか。

○佐瀬委員長 意見の開陳はこの機会に避けていたで……。

○風早委員 質問をしてあります。

○佐瀬委員長 従つて公述人は、公述人としてお答えできる範圍において簡潔に御答弁願ひたい。

○風早委員 阿部さんはどう感じておられるか。

○阿部公述人 私はアメリカが日本の国会を通して、日本の言論や思想を断つるために、こういう法案を出さしめたとは思へておりません。もしそうだとしたら、この国会はおそらく敢然としてこういう法案を通さないだろうと思ふ。国会を私は信頼しております。

○佐瀬委員長 簡單に願ひます。

○風早委員 ほんとうのねらいがそういうところにあるといふことから、實際この法案の字句をいくらいじくりましても、これはどうにもなるものではないのです。これは治安維持法の場合の経験で、いやというほど苦い目にあつておるわけでありませう。苦い目にあつておるわけでありませう。もちろん共産党だけでは、あなたの方のところにまで及んでおつたわけでありませう。そういう意味において、この修正とかんたかいうふうなことに對しては、これはナンセンスであると思ふのであります

すが、結局そういう弊害を感じとられ、予想される場合において、この法案に對しては、結局において一体どういふ態度をあなたはとられようと思ふのか、これを最後にお尋ねしたいと思ひます。賛成か反對かでございます。

○阿部公述人 私はそういう割切つた話を申し上げたことはないつもりなんです。とにかく私どもは今脅威を感じており、危険を感じてゐるのです。だからその危険がないやうにやつてもらいたいと思ふのです。そのためには最大限度その手段として、われわれの言論や自由が圧迫されないやうに御考慮願ひたいと思ふ。それが皆さんにお願いしておるところなんです。

○佐瀬委員長 世耕弘一君。

○世耕委員 時間がないやうでありますから、簡單に阿部さんにお尋ねしたいと思ひます。私は日本の共産主義はもうこわくない、こういうやうに考へております。それはなぜかと申しますと、昔は野犬のように感じたり、狂犬のような感じをもつてわれわれは見ておつた。ところが近ごろはもうでなくなつて、非常にスマートになつた。昔は長髪で、黒いめがねをかけて、そして目の奥が光つておつた。そういうやうなところが近ごろは見かけられなくなつて、むしろわれわれよりもスマートになつた、こういうふうには私は考へておる。但し国際的な指導を受ける共産主義者は知りませう。こういう観点から、むしろ今日の危険は政治の貧困にあるのじやないか、先ほど阿部さんがおつしやつたやうに、私はそこに中心を置いて、ひとつ御意見を伺いたいと思ふの

であります。

いわゆる政治の貧困と同時に官僚の官憲の濫用、この二点がかえつて暴力革命をかり立てる根源をなしておるのではないかと、私はむしろその方を心配しておるのではありません。先ほど阿部さんが吉田総理の態度について批判されたあれには私も同感であります。子供が泣いていて、母親が来てすぐ頭をたたきつける、それでは愛情はないではないか、そうでなく、なぜ泣くのか、どこが痛いのか、おしつこでもしたのじやないか、こういうような感じ方をすると、初めて民情が了解されて、善政がしかれるのではないかと、この点に政治的貧困があらはせぬかと思つておるのであります。ことに警察を襲撃するというのが最近はやつておりますが、警察は棒を持つておるのだから、犬がかみつくというところは常識的に考えられるわけでありまして、しかしながら職務を襲撃するというのは、どうもくつに合わない。これには税法の欠陥が災いをしておるのではないかと、ここをわれ／＼はひとつ吟味しておかなくちやならぬのではないかと、思ふのであります。なおまた革命が成功するためには、私は大衆の支持を受けなければならぬと思ふ。その大衆が平穩無事であつたならば、いかに革命家が扇動しようと思つても、扇動に乗らないであらう。その扇動に乗らないように、冷静に国民を指導し、あるいは了解せしむる政治が、今日日本に欠けておるのではないかと、こういう点について阿部さんの御意見を承りたいというのを申し上げます。

なお最後にもう一点つけ加えてお願いしたいことは、暴力革命は建設的な理想のもとに、現状に対する不満から暴力革命をやろうという一派がある。しかしながら生活の不安から、政治的貧困から、やけくそを起して、どうにもなれというような気分、暴力革命に参加せんとする空気があることも見のがすことはできないだろうと思ひます。結局苛酷請求から百姓一揆が昔あつた経緯を見ますと、今日の火災びんとというのは、昔のむしろ旗に似ておるのではないかと、かように考えるのと、もう一点つけ加えたいのは、議院がもう少ししつかりしておれば、こういう直接行動は出ないのではないかと、議院が今日の火災びんと化しておるのではないかと、そうして国際的な共産主義の手に乗せられるのは、こういう間隙があるからじやないかと、これを十分見抜いて破防法を施行しなければ、近藤勇のような状態に陥りかねぬか。新撰組をつくつたり、近藤勇を生れさせるために今日破防法ができるというのなら、私は避けてみたい、かように思ふのであります。評論家であり常識家であるあなたの御意見を承れば、けつこうだと思ひます。

○阿部公達人 大体において御趣旨に私は賛成ですが、ただ一つ私の申し上げておきたいことは、何でもかんでも政治の貧困にしてしまつて、どういふことが起きても、あれは政治が悪いのだ、たとえばどろぼうがあり人殺しがあつても、みな政治が悪いからだといつて、何でもかんでも政治になすりつけてしまふといふことは、それに乗じて、政治がよくとも悪くとも、今の日本の現状をひっくりかえしてやろうという一派があるのです。だから何でもかんでも政治が悪いのだ、国会が悪

いのだというやうなことはかり言つておきますと、政治に対する不信用と国会に対する不信用を国民に植えつけてしまふことになつて、たいへんなことになると思ひますので、その点は皆さんも十分御注意を願ひたいと感ずるのであります。

○佐瀬委員長 午前中の議事はこの程度といたします。

委員長として一言あいさつ申し上げます。公述人各位は、御多忙中長時間にわたつて熱心に御意見を御開陳くださり、当委員会としてまことに有益な参考資料として感謝いたす次第であります。

これをもつて暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後一時五十分開議

○佐瀬委員長 これより休憩前に引続き委員会公聴会を開会いたします。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案、以上三案について公述人各位より御意見を承ることにいたします。

開会にあたり委員長として一言公述人各位にごあいさつを申し上げます。本法案は去る四月十七日本院に提出、同日本法務委員会に付託され、爾来本委員会において慎重審議を重ねて來たのであります。これら三法案は平和條約の効力の発生後の事態にかながみまして、暴力主義的破壊活動による危険を防止し、公共の安全の確保に寄與する目的を持つものであります。団体活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に関する刑罰規定を補整せんとするものであります。

りまするが、暴力主義的破壊活動の意義、またこれら三法案に表われた諸規定と、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者が団結し、団体行動する権利、その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利との調整等につきまして、各方面より種々見解が表明されつつあるのであります。わが国の今後の治安制度上から見まして、きわめて重要な法案であることは御承知の通りであります。本委員会といたしましては、党派を超えて、あらゆる角度から慎重審議を盡し、国民の負託にこたえんとする考えを持つものであります。よつて広く各界名士の御意見を承り、もつて本委員会の審査に資するため、ここに公聴会を開会し各位の御出席を願つた次第であります。

次に議事の進め方について念のため申し上げます。公述人各位の御発言は発言台でお願いいたし、御意見陳述の前に必ず御身分または御職業と御名前を御紹介願ひ、御意見の陳述はおおむね十五分以内におまとめ願ひたいのであります。公述人の発言の順序は團藤重光君、清瀬一郎君、櫛田フキ君、西島芳二君、大森眞一郎君、河原亮三郎君の順序によることにいたします。

なお衆議院規則の定めるところにより、発言の際は委員長の許可を得ることになつており、発言の内容は意見を聞こうとする案件の範囲を越えてはならないことになつております。また委員は公述人に質疑することができ、公述人は委員に対して質疑することができませんから、この点もあわせてお含み置きを願ひたいのであります。公述人の御意見に対する委員の質疑は、公述人全部の発言が終つた後に、通告の順序に従つてこれを許します。

それではこれより順次公述人各位の御意見の陳述を願ふことにいたします。團藤重光君——團藤君には大体御用意くださった問題について御自由にお述べを願ひます。特に刑法の改正規定と行政上の保安処分とを同一法律において規定することがよいか悪いか、教唆、扇動、予備陰謀等を独立犯罪とするのがよいか悪いか、行政事件訴訟特別法における総理大臣の拒否権等について、御意見の開陳を願ひたいと思ひます。

○團藤公述人 東京大学教授團藤重光であります。委員長の御指名によりまして最初に陳述申し上げます。

まず第一に問題になりますのは、第三條の關係における暴力主義的破壊活動の意義であります。この定義は同時に第三十七條以下における罰則に關係を持つて参りますので、団体に対する規制の問題は第二段に申し上げることにいたしまして、最初に罰則の關係について意見を申し上げます。

まず第三十七條では、内乱罪の教唆、扇動と同時に、内乱罪の予備、隠謀、あるいは幫助に対する教唆、扇動、あるいはさらにこれに加へまして、これらの罪の實現を容易ならしめるために、その實現の正当性もしくは必要性を主張した文書、図面の印刷、頒布所持等を罰することになつております。ここでする扇動の意味が最も重要なものとして注目を引くのであります。これは御承知の通り、昭和五年

十一月四日の大審院の判例によりまして、——これは治安維持法における扇動についての判例であります。他人に對し中正の判断を失つて実行の決意を創し、また既に存在の決意を助長せしむべき勢力を有する刺激を與ふることを指稱する。その扇動罪は扇動行為あるにより成立し、必ずしも相手方においてその結果を惹起するを要せざるものとする、こういうことになつております。この判例は多少明瞭を欠く点があるものであります。扇動罪は、扇動行為そのものによつて成立する結果の発生を要件としないということになつてゐるのであります。結果の発生を要件としないという意味が、最小限度において実行行為そのものが発生したことを要しない、ということは明らかであります。が、相手が決意を生じたことを要しない趣旨であるかどうか、多少正確を欠くのであります。しかしながら相手に決意を生ぜしめることになれば、これは教唆に該當するのであります。教唆とあわせて扇動を規定する以上は、必ずしも相手に決意を創せしめることを要しない。決意を創せしめるに足る行為をすれば、相手が決意をしたかどうかを問はず、その扇動行為によつて扇動罪が成立する、かように解するのではないのではなからうかと思つてゐます。そういたしますと、はたしてどの程度のものであるか、扇動行為と見るかというものは、その限界がはなだ不明確になることは、これは従来この法案に關しまして識者によつてたび／＼指摘されてゐるところであります。私もまたかような扇動罪の規定ははなだ不明確であり、広

きに失するといふ感じを持つてゐます。また先ほど申しました一定の文書、図画の印刷、頒布、所持等を罰する点におきましては、これは言論の自由に關することははなだ大であります。はたしてこのような規定によつて、言論の自由を侵害しないので済むかどうか、疑いなきを得ないのであります。これはおそろしくい／＼刑事事件として裁判所に起訴されて、裁判所が事実を認定し、法律を解釈してその事実を適用する、裁判所が判決をするという場合においては、その弊害は比較的少いといふことが言えるかもしれせん。しかしながらこういう罰則ができませんと、それはひいて犯罪の捜査の範圍を非常に広げることになるのであります。特に全体として警察が特高化すること、ということがおそれられてゐる現在におきまして、かような広い規定を置くことが、そういう方向になります。拍車をかけることにならなければ幸いであると思つてゐます。

次に第三十八條の關係であります。この關係におきましては、現行刑法上すでに放火、殺人、強盜の予備を罰する規定は存在するのであります。それに加えてはたしてこの三十八條の規定を置く必要があるかどうかという点は問題であります。なるほどここに列挙されております激発物を激発せしめる罪でありますか、あるいは汽車などを転覆させる罪でありますか、こういうものについての予備、陰謀等の規定は、現行刑法にはないのであります。けれども、これらもおそろしく殺人の目的が伴う場合において、特に重要になつて来るのであります。人が乗つてゐるかもしれないことを意識して、汽車の転覆をはかりますならば、これは少くとも學問的にいへば殺人についての未必の行為があるのであります。こういう場合には殺人として罰することができるのであります。そういう種類の列車転覆の予備であれば、これは殺人の予備として罰することができると思ふのであります。激発物に關する罪につきましても同様であります。三十八條では予備以外に陰謀、教唆、扇動をまで罰してゐるのであります。けれども、これまたいづれも広きに失する感があるのであります。

さらに三十九條になりますと、今申し上げましたところとの比較において、はたしてこれを存置するだけの必要があるかどうかを疑ふのであります。ただいまは特にこの扇動の点に重点を置いて申し上げたのであります。が、教唆につきましても、これは御承知の通り刑法総則における教唆は、被教唆者が実行行為に出た場合に初めてこれを罰するのであります。それをこの法律の各規定では、独立罪として罰してゐるわけでありまして、被教唆者が何らの行為に出なくてもこれを罰するのであります。これは抽象的に考えますと、そういうことも十分に考えられることではありますけれども、實際にそれがどういふふうにかどうかといふことを考えますならば、はたして被教唆者が犯罪の決意を生じたかどうかといふ点の認定が、これははなだあやふやになつて来るのであります。特にそれが先ほど申しました捜査活動に關係するとなれば、なおさらこれは問題であると思ふのであります。私は罰則の關係

では刑罰が重いのか軽いのかという問題よりは、構成要件が広過ぎる、そしてまた不明確であるという点を指摘したいのであります。そして特にその広過ぎる点、不明確であるという点が、裁判所においてよりも捜査の面において弊害が予想されるのではないかと思ふのであります。この点におきまして第二條の規制の基準に關する規定であります。ここに規制及び規制のための調査だけについて訓示規定が置かれてゐるのでありますけれども、何ゆゑに犯罪の捜査についても同様の規定を置かなかつたのかを私は怪しむのであります。

以上をもちまして定義と罰則に關する点を終りまして、規制の措置に關する点を申し上げたいと思ひます。全体といたしましては、私は規制の措置に關する手続に根本的に疑問を持つてゐます。言うまでもなく、団体活動の制限あるいは団体の解散の指定は、憲法の保障するところの言論の自由、集會の自由に對して非常に大きな危険をもたらすものであります。その自由を制限するにつきましては、よほど慎重でなければならぬ。私はこれは行政処分をもつて行い得るものかどうかを疑問とするものであります。私の見解を率直に申すならば、これはむしろ司法処分にするべきものではないかと思ひます。裁判所に持つて行くならば、これは手続が遅れる心配があるかもしれせん。それではこういう活動に對する対策としてなまぬるい、間に合わないといふことになるかもしれせん。しかしながら、審査委員會の決定に對する行政訴訟については、審理促進の規定も現に置かれております。こういう

点を考えますと、訴訟処分としたとしても、これは十分に立案をする余地があるのではないかと思ふのであります。この法案における手続に關しては、これは大體審理官の前で關係人が意見を述べることになるわけでありまして、必要な資料を提出いたしました。審理官の前で取捨選択されてしまふ。その取捨選択された残りのものが、残りとしてと語弊があるかもしれませんが、公安審査委員會にまわつて決まります。ここで大體審理でもつて決定が行われるわけでありまして、この手続もはなだお粗末なように感じられるのであります。しかもその決定は、裁判所に行く前にすでに効力を發生するわけでありまして、これに對して行政訴訟が許されることになつてしまふ。二十四條の第二項に明文があるのでありますけれども、裁判所によつて救済を求められて、かりに裁判所でその決定が取消される、変更されるということがありたいと思ひます。新聞紙等の発行停止でありますとか、あるいは集會の禁止等でありますとか、こういうものに対する救済としては、ほとんどナンセンスに近いものになるのであります。のみならず、二十四條第二項の規定は、これは解釈上當然の規定であります。これは解釈上も同じものであります。そしてこの行政事件訴訟特例法第十條第二項によりまして、公共の福祉に反する場合、あるいは内閣總理大臣から議院の申立があつた場合には、その職務の執行停止をすることができないことになつてゐます。これははなだ問題でありまして、先ほど申しましたように、もと

るために、第二号だけについて私は申します。だからとめようとする行為が、今われ／＼がほんとうに心配しておる某国より指示を受けたところの人が、団体を組んで我が国の——世間でいうサブヴァーシヴ・アクティヴィティ、日本国のすべての政治基本を破壊する、そのようなものでないすべての政治行動、すべての施策を対象とするように読めるのでは、これはよくないと思います。立案者がこういうことをやめたことは想像がつくのです。日本の憲法には言論の自由とか発表の自由があるから、どの主義のものをいかにぬとすることになると非難を受けるだろうというので、こうやつておるのでありましょうが、しかし初めからその憲法の保護を遠慮なしに制限することは、これはいいのじやないか。昔は団体変革、私有財産否認、占領下出て来ました団体等規正令では第二條七号であります。反民主主義活動をするために騒擾したり、公務執行妨害したり、それをつかはつてきり押えるようになつた方がいいのじやないか、かように思います。

それから第二には、今團藤先生よりの御陳述にも含んでおつたと思ひますが、公安審査委員会を決定をする、しかもその決定の方法は書面審査、こういうことで日本の憲法があればほどやましく保障しておりますところの団結の自由、言論の自由、発表の自由を行行政官の手にゆだねてしまふということ、しかもこれらを残念なことでありまして、これが内乱をなしたのか、騒擾をなしたのか、公務執行妨害をなしたのか、

かは、日本では裁判所できまる、裁判所の判決は後になります。裁判所がまだ内乱とも言わず、また騒擾とも言わず、いまだ公務執行妨害と言わぬうちに、書面審査で公安審査委員会がその行動を停止させる、団体を解散する、こんな大それたことをやりまして、内乱、騒擾が無罪になつたらどうするつもりです。委員諸君は腹でも切っておつて、これはとんでもないこと、これはここにありまふ内乱とか、あるいは騒擾とか、激発物破壊とか、放火とかいつた行為を裁判官が裁判するにつれて、同時にやるべきものなんです。こういうことをしたとか、被告を懲役十年にする、そのときに被告の属する団体の解散を命ずる。これは一番安全でしよう。ただこの団体行為とか文書の頒布は、それで間に合ふわなかつたがありまして、そこで仮の処分といたしまして、法務総裁の名をもつて、裁判所に、非常に危険なことであるからこの新聞は停止してくれ、これからこの新聞は禁止してくれ、これからこの団体行為は禁止してくれ、この団体は仮解散と言つておかしから、団体活動の停止の仮処分をお願いして、裁判所は理由があるとして、それとめておいて、ほんとうに解散するやいなやはやはり裁判所の判定をまつのが私は当然であらうと思ふ。そうしたらやりそこなはないのです。内乱有罪と同時にその団体が解散する。先に解散して、内乱はあとで無罪になるということになつて、これは妙なことになるから、立法のやり方については、なお詳しく研究の余地はあると思ふ。そういうことに責任をもつてみずから出て行くのが法務総裁です。日本の治安のた

めに一番大切なことを身をもつてやるのは法務総裁で、外局の何々の庁でやるなんということはない。日本に内乱を企てんとする、日本を赤化せんとするといふ者があれば、十分調べて、法務総裁それ自身法廷に出て、証拠を開陳して団体の解散をやる。これだけの熱意がなければいけません。ゆえに公安審査委員会制度は私は反対であります。

公安調査庁はこれはアメリカのFIBのやうなものでよくないと思ふ。やはりこれらのもとも犯罪であるならば、日本には検察庁、警察、刑事訴訟法及び警察法におの／＼これをなすべき義務があることが書いてあります。検察の組織と警察の組織とのほかに並行してこれだけやる別の組織をつくる必要なし。法案を見ても、公安調査庁の長官のもとに、また公安調査局というものが八つもできます。地方公安調査局というものが四十二もできる。今の特審局は、これは戦争後占領軍が、日本が逆もどりはせぬかという心配もあり、追放者を監視しなければならぬ、また中途以後においては、共産活動も監視しなければならぬ必要からできたが、平和が回復したならば、たならば、どこの国でもあるところの検察官と警察官でこれを調査するのがよいと思ひます。警察は一般の保安処分をやつております。それゆえに一方においては交通のことも注意してあります。あるいは殴打、けんかあるいは衛生、印刷、各方面にわたつて警察があるの、その中で初めて日本が今一番心配しておる破壊活動だということわかつて来るのです。破壊活動を調べるといつてもめつたに行き当るもの

ではない。警察のやうな多方面な行政をやつていて、ちやうど砂をかいてはまぐりにかちつと当るやうに、そこで初めて発見するものが、これわかれ／＼も諸君も一緒に心配して、この法案の言葉の借りて言えば破壊活動である、その組織の方がよいので、この一局、地方調査局の四十二、公安調査局の八を寄せますと、おそらくは十億近くの金がいゑるものと思ひます。この半分で一般警察、検察の仕事をやられまふと、おそらくはこれ以上な効果が上らうと思ひますから、その方がいいので、わざ／＼ここにこういうやうな重複組織を挿入するには及ばないと私は考へております。これが第三点。

第四に、この法案は、ことに四月の十五日一部労働組合の要望もあつたと思ひます。中途でございけんとりのやうな言葉だけのリッパ・サービスをやつておる。たとえば組合の正当な活動には適用せぬという。正当な活動に適用せぬのはあたりまえです。適用するときははや組合活動ではないのです。労働組合法による経済活動ではないのです。だから労働組合に全部適用せぬとは書いてない。労働組合の正当な組合に適用せぬというのであつたら、書かぬも同じことだ。これはもうお追従を言つておるやうなものです。

それから第三條に、従前の破壊活動の上に暴力主義的とあります。暴力主義といふのを一号か二号に持つて行かれたらこれは意味をなすのです。けれども初め名前だけをつけて、それも太郎という名前に太郎吉をつけるのと同じことです。言葉は同じものだ。これ

はリッパ・サービスで、こんなことではまされる労働組合は今ないので、これは昔のことです。

それから第二十四條です。第二十四條に行政事件訴訟特別法で訴訟ができること書いてある。こんなことは書かなくたつて、日本の行政庁の決定に対してはできるということが同法に書いてあるのですから、これはなくてもよい。やめてしまつてよい。審査委員会の決定には行政訴訟ができるにきまつておる。それをできると書いて、この通りこの法案はできたけれども、行政訴訟ができますといつて、もう一べん注釈するなんというところはいらぬこと、あのときの情勢から見れば、下手というよりもお追従が過ぎたというだけのことではないか。

それから「せん動」という文字のことについて團藤先生からお話がありました。この「せん動」というのは選挙法にもあるのです。選挙法の二百三十四條にあります。選挙法の「せん動」は何々の罪を犯さしむる目的をもつて扇動したるもの、目的犯にしておるのです。日本の刑法でいう單純の行為だけの罪じやなくして、ある罪を犯さしむる目的をもつて、すなわち目的犯といふことに選挙法はなつておるのであります。それゆえに、どうしても立案者が「せん動」という文字を使ひたいのであつたら、反民主的の政治運動を推奨する目的をもつてやつたという、極めて選挙法と同じ文字がないと、非常な弊害を生ずるのです。たいてい新聞の論説なんというものは、昔のことを書いてもこれは役に立たないです。孔子、孟子のことを書いたというのでは論説になりません。目下の世の中に

起つた事件を批判するのです。論説の全体からして、某主義者のやつておることを支持する、それを支持するのみでなく、なさしめるという底意が現われたという事でない、單に今日起つた社会時相について批判する論文などをここに入れるという事は、これは非常な危険なことであります。言論界における方々の心配せられることはそこであらうと思ふのです。これは世の中が心配しておるのだから、思ひ切つて「せん動」なんという事は、おとりなつたらしいと思ふのです。どうしても執着するのであつたら、選挙法にあるようにこれを目的犯にでもしなければいけない、かように思つておられます。

幾らか時間が超過したろうと思ひますが、これをもつて終ります。
○佐瀬委員長 次は榎田フキ君にお願ひいたします。もつぱら婦人の立場から御意見の開陳をお願いしたいと思います。

○榎田公述人 婦人民主倶楽部の榎田フキでございます。
人間が頭が気になつたり、おなかや手足が気になり出したときは、痛いとか病氣だと思ふのでございます。健康のときには自分の頭があるのだから、おなかがあるのだから、意識がないと思ひます。一國の政治もどうやらそうじやないかしらと思ひます。婦人は一般に政治にうといでございましてけれども、このごろたいへんに政治のことが心配になり出して来たのでございまして。これは政治がひどく悪いので、国民生活に大きな苦痛を與へ出したのではないかしらと、たいへん心もとなく思ふのでございまして。婦人は長年おしのようにつけて耐えて参りましたけれども、

も、戦争で根本から生活を破壊されてしまひまして、ただいまでもなお苦ししい生活が続いておられます。そのうちから主婦たちは、今まどうに自分の愛情や理性でもつて家族を幸福にすることはとうていできないということがわかつて参りました。家族の幸福を守るためには、どうしても政治に結付かなければならぬというところまで成長して参りました。政治によつてつづに社会的に解決して、自分たちの生活を安定させていたきたい、かようにたいへんに政治に期待をかけておるのでございまして。

ところが私たち婦人の願ひというのは、ちつとも政治に反映させていただけないばかりでなくて、私たちの何よりも恐れております戦争、その戦争の方向に、戦争の準備にどん／＼進んでおるといふことが、主婦たちのとても大きな苦勞になつておりました。もはや黙つてはおられなくなつたんでございまして。さきごろの朝日新聞にも出ておりますが、朝日の声欄にも婦人の投書が多くなつて来た。それが個人的な悩みを訴えたのではなくて、社会的な問題、政治的な問題になつて来ておるといふやうな記事が載つておりました。婦人たちは言わないではいられない、私たちが家庭ではみないたいへん重要な存在で、なくてはならないのでございましてけれども、社会的にはたいへん無力で、みな臆病者ばかりでございまして。せめて大勢が集まつて、同じ共通なことを、いろ／＼不都合な生活の問題を話し合つて力を合せてならば、何とか勇氣が出て、婦人なるがゆえに苦しんでおるいろ／＼な問題が解決され、不幸から解放されるの

ではないかというので、婦人たちが固まつて組織をつくり出しました。私の属しております婦人民主クラブでは、この六年間苦しい生活を何とかして切り開いて行こうという／＼お仕事をし出して来たのでございまして。正直にいろいろなことを言ひ出して来たのでございまして。そうして團結するいろいろな知恵もついて参りました。

ところがたゞいま問題にされております破壊活動防止法案というものは、この婦人をも含めた輿論の聲、それを封じようとしたておられます。それからまた結束しようとしてゐる者たちをくずそうとするやうな意図がたいへん含まれておるやうに存じます。戦後一旦廃止された治安維持法の復活ではないかと思ひます。これがもし通過したときには、再び治安維持法下の暗黒の日本に逆もどりするのではないか、たいへん心配なのでございまして。私たちが知らない間に戦争に導き込まれてしまつたあの愚かさや罪深さをもう一度繰返すといふことになりまして、私たちはほんとうにどうしていいかわからないのでございまして。平和を願つております婦人としては、たいへんむちやくちやな暴力的な悪法と思へるのでございまして、これは何とか撤回していただきたいといふふうに考えております。

いうな婦人団体もござつてこれには猛反対をいたしておりました、すでに政府に決議文を出しておられますから、皆様が御承知のことだと思ひます。

この法案のねらいが、共産党とその暴力的破壊活動を取締るのであつて、言論を弾圧したり労働組合を圧迫するものではないと言明してございましてけれども、昔治安維持法ができましたときにもその通り、団体の変革、私有財産否認の結社にだけ適用するのだ、適用するのだといふふれ込みでございましてしたにもかかわらず、だん／＼時ととに改悪に改悪を重ねまして、そうして解釈も自由に広げられて、思想そのものを罰して、良心的な人を予防拘禁したことは、まだついでこの間のことでございまして。戦争中また戦前、学者だの文化人だの、それから宗教家までがつまづいておりましたことも、みんなまだ真新しい記憶として知つております。そのときに、婦人獲得同盟だの、民主的な婦人団体はみんなつぶされたり、つぶれてしまつたりして、大日本婦人会という、全体が戦争に協力する婦人団体に切りかえられてしまつたのでございまして。

今再軍備を急ぐ政府にとつては、この法案を是非でもお通しにならないければならぬのでございまして、戦争反対の輿論や運動を、この法律でもつてつぶさつてしまふといふことは、とうていできないことだと思ひます。問題は、共産党や、たいへん強い団体には、この法律ができて、ほんとにかえるの顔に水をひつかけたいなことだらうと思ひますけれども、婦人や何か、弱者の團結といふものが、ずいぶん阻害されると思ふのでございまして。この法案の解釈次第、それから認定の仕方次第で、ずいぶん広い範圍に圧迫が加えられるといふことを考えますと、ほんとに心配でございまして。それは、思想、言論、集会、結社の自由も奪つてしまふだらうと思ひます。民主憲法というものの、ずいぶん反した法律ではないか。ともかくも漏れ聞いておきますと、二十何回も修正されたものでございまして、ずいぶん無理な法律で、政府としても自信があまりおありにならないのではないかしらと思ひますので、一層慎重に考えなつていただきたいと思ふのでございまして。

この法案の提出についての政治的意図に反対なのでございまして、内容に觸れるまでのこともないのでございましてけれども、三点ほど意見を述べさせていただきます。

第一は暴力主義的破壊活動かどうかを定めるのが、はつきり政府の機關が裁判所を抜きに上げました通り、制裁が加えられてしまふといふやうな、ひどい独善なやり方なので、私たちはそれに反対でございまして。そして運用次第では、婦人民主クラブも新聞を出しておりました、外國の革命や内亂の報道をしたと思ふのですけれども、その内亂を報道したといふことで、扇動とか、その正当性を主張しているものとみなされないのでないものでございまして。新聞の報道も非常に不自由になりまして、結局検閲制度が復活するのではないか。これはたいへん逆コースだと思ひます。そして私たちがピラ一枚持つていても処罰されようでござい

いますから、破壊活動の調査というところに名をかりまして、公安調査官とかそれから警官が自由に私たちの職場だの、それから事業場へ出入りしていろいろ聞きただすとか、それから新聞記者とか雑誌記者とか、放送の記者であるとか、いろいろ「そういう従業員や労働組合員などが尾行されるようなことも出て来るのじゃないか」と思っています。ただいまでもそうなのに、また近所の人がいろいろ「なことを聞いて合せたり、何かその人が権力を振ってなさい」と、ひどい思想、言論の弾圧ということに落ち込むのじゃないかと思えます。簡単に個人が不愉快な思いをするということだけではなしに、組合だの民主団体の発展が根こそぎ破壊されるということになりますので、文化団体、社交クラブ、ひいては婦人団体なんかも、圧迫を受けるような、これはたいへんな暗黒時代がまた再現するのではないかと、たいへんに心配なのでございます。

第二に、団体活動として、暴力主義的破壊活動を行った団体に対して云々というふうに書いてございますけれども、も、団体の活動としてというのが、まことにあいまいな規定でございまして、団体に属しているある個人がしたとか、またはその団体の下部組織の支部の活動というものが、団体全部に責任がかかっている、解散させるというふうな事態も生じるのではないかしら、やつぱりこれは反民主的なことだと、心にかかるのでございます。それから第四條に「当該団体が継続又は反覆して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、」云々と書いてあるのでもございますけれども、これもたいへんに「おそれ」というのが確かじやないのを、それが「明らかなおそれがある」というふうに書いてあるのですけれども、これは人のことだから、人の意思というものはそんなにいつきりわかるものじゃない、たいへん主観的で、明らかにこれは団体行動へのおそれき弾圧でございまして、基本人権の侵害にもなると思うのでござい

第三には、憲法第二十八條には団体行動の権利は保障すると書いてございまして、第九十七條には基本的人権が保障されておりますし、これは読み上げてもなく、さらに第九十九條には、天皇も大臣も国会議員も、この憲法を尊重し擁護する義務を負うというふうに明記してございまして、このように尊重すべき憲法では、何よりももう戦争はしないということが宣言してあるはずでございまして、私は戦争こそが最大の暴力主義的な破壊活動だと思っております。戦争をたくらんだら、それを教唆扇動するものこそ罰しなければならぬのに、事が反対でございまして、たいへんに私は残念に思っています。近く憲法記念日、五度目を迎えるようとしております。あの民主憲法を出しましたときのあの精神、私は毎日いつもここに、芦田均さんが発刊の辞を書いたところ、新しい憲法は明るい生活というのを、ほんとうにお礼のように持つておりますので、これには平和と世界建設を日本の再生の道とする。民主主義の礎の上に立つて、文化日本を築き上げるのだ云々ということが、感激をもつて

田均氏の言葉をもちて書かれておるのでございます。この精神に私もがちゃんとして参りますならば、この恐るべき暴力的な破壊活動防止法案などというものは、無用なものになるのではないかと、思うのでござい

新しく独立した日本が、決して警察国家であつてはならないと思ひます。破壊活動防止法案を、どうかひつこめていただきたい。私は幾百万の平和を望んでいる婦人を代表して、述べさせていただきます。

○佐瀬委員長 次は西島芳二君にお願いいたします。西島君には言論出版の自由の問題に関する立場から、もつぱら御意見を開陳していただきたいと思います。

○西島公通人 本法案が最終的に決定いたしましたのは、昨年来法務府特審局の手によりまして、団体等規正令にかわるべきものが、二十数回にわたつて練られて来たのであります。当初の団体等規正法案以来たび／＼発表せられました試案に対しては、その都度われ／＼の所見を新聞紙上で述べて来たのであります。当初の案が公職追放とか、特審局員の強制調査権とか、団体の屈出義務とか、そのほか占領下の政令をそのまま延長するかのような内容を包含しておりましたのに対しては、われ／＼は繰返しこれに反対の意思を表明して参つたのであります。その結果でもありましようか、木村総裁の代になりました、かなりわれわれの言ひも汲み入れて、大幅に修正した感を受けたのであります。しかしながら今回提出されました破壊活動防止法案をもつてしましても、一般の

新聞報道や言論活動に従事してありますわれ／＼の不安を根本的に解消することができないのを遺憾に存する次第であります。ここに新聞に關係する一員として、本案に対する見解を開陳する次第であります。

一般的に論じますれば、およそ洋の東西を問はず、治安立法に基く言論の取締りと基本的人権として保障せられております言論の自由とは、二律背反的な傾向を持つておりまして、治安立法がよくもろくの剣とか、剣の上に影を刻せられた法律であるとか呼ばれるゆゑであります。治安維持の立場から、時の取締り官憲が国民の言論活動の内容に侵入して来れば来るほど、一般的言論の自由はそれだけ脅威を受けるものであります。人間が頭の中で何を考えようと、それは自由であります。およそ言論が国家権力によつて規制を受けます場合は、その言論が何らかの形をとつて表面に現れた場合であります。その当人の思想動向のいかんにかかわらず、新聞、雑誌その他に現れた文字や、集会の席上で行われた演説や、あるいは放送などに現れた有形的な言論につきましても、結果的責任を負わされるものであります。この結果的責任を問う場合には、取締り官憲の主観的な判断が大きな働きをなすものでありますから、そこには不当な言論干渉を加える余地が生れて来るものであります。従いまして治安立法は、極力言論圧迫の可能性を残さないように立案せらるべきものであります。その立法のどこかに言論の自由を不当に圧迫する萌芽がひそんでおりますならば、将来必ずや言論

干渉の端緒を開くものであります。この点は、わが国はかつて治安維持法の運用におきまして、苦い経験をなめておりますので、言論人は特にこの点に恐怖の念を抱いておるわけでありま

す。かかる立場からわれ／＼は、もし治安立法を必要とするならば、必要最小限度のぎり／＼の線に止り上げねばならないことを繰返して主張して参つたわけでありま

その第一点は、何と云へども、この法案の第三條にうたわれております暴力主義的破壊活動の定義がきわめて広汎でありまして、一般的言論活動に、不当に干渉を加えるおそれがあるという点であります。この点につきましては、すでに本委員会におきまして、各委員と政府当局との間に質問応答が重ねられましたことを新聞紙上で

拜見しておりますが、なおわれ／＼の
危惧を解消せしめるに至つてはおらな
いのであります。それは言うまでもな
く、第三條第一項一号のロに規定せら
れておりますところの、内乱の予備、
陰謀、幫助などの行為の教唆もしくは
扇動の規定、同じくこれらの行為の実
現を容易ならしめるため、その実現の
正当性もしくは必要性を主張した文書
もしくは図画を印刷、頒布、公然掲示、
あるいは頒布または公然掲示の目的の
ための所持を暴力主義的破壊活動の中
に入れておくこととあります。

一口に内乱の扇動は危険であるとい
います何が内乱の予備、陰謀、幫助な
どの行為の教唆、扇動であるかとい
うことになりまして、具体的には必ずし
も明確ではないのであります。社会改
革の必然性を立証する理論の研究や発
表、あるいはマルクス主義文獻の所持
などが、ただちにこの條項に觸れると
は思いませんが、かかる革命理論は実
踐行動と結びつく可能性が多いわけ
でありまして、ある新聞や雑誌に、マル
クス主義の立場から社会革命の必然性
を説いた論文が掲載されて、それに
影響を受けた青年が、革命の実踐活動
を行つたという場合に、もし本法の扇
動罪の容疑にひつかかるというよう
なことになるかと、社会科学の探究や、
その発表の上に、不測の圧迫を投げか
ける結果となるわけでありまして、

さらに本法第三條第一項第二号のイ
からりまでに列挙されております行為
を「政治上の主義若しくは施策を推進
し、支持し、又はこれに反対するた
め」に行つた場合や、またそれらの行
為の予備、陰謀、教唆、扇動を行つた
場合も、暴力主義的破壊活動の中に入

れておりますが、ここへ参りますと、
一層言論取締りの範圍が広汎であるこ
とを痛感するのであります。ここで用
いられている「政治上の主義若しくは
施策を推進し、支持し、又はこれに反
対するため」という言葉は、政治資金
規正法中に政党その他の政治団体の定
義に使われた言葉でありますから、そ
の用語法から連想すると、本條項では
政党の活動や労働組合その他の団体が
政治的意図のもとにある行為を行つ
た場合の取締り規定というふうにと受
取れます。もちろん新聞、雑誌なども団
体の組織で運営されておりますから、そ
れが政治的意図をもつて活動する以
上、本條項の適用を受けます。もちろ
ん合法的に存在する団体であります以
上、いずれの団体もその表面に騒擾罪
を目的とする団体であるとか、殺人強
盗を目的とする団体であるとか、公務
執行妨害を専門とする団体であるとか
を公然に名乗る団体がありようはずは
ありません。表面は他の名前を隠れ
て、實質はかかる暴力行為を目的とす
る団体であるとするならば、これは別
問題ですが、ある種の政党なり、組合
なり、団体なりが、その政治意思を突
現する途上におきまして、不幸にして、
本條項に並べられているような行為を伴
つた場合にどうなるのか。偶発的な暴力
行為を引き起した場合は、本法の対象と
はならない、と当局は説明しておるよ
うであります。要するに、結果的責
任を負うものでありますから、時と場
合によつては、その団体の行動に団
体が責任を負わねばならないはめに陥
らないとは限らないのであります。た
えば、ある全国的な公共機関にスト
ライキが起つたとき、勢いの激す

るところ、警官と組合員との衝突も起
るでありましようし、騒擾罪の様相を
呈することも起ましよう。かかる場
合に、そのストライキの合法性を支持
し、ストライキの敢行をやむなしと是
認し、あるいはそのストライキを起す
ことを妥当とみなし、それによつて内
閣が倒れることをむしろ歓迎するよう
な言論がある新聞の社説に現れたと
いたします。社説というものは、新聞
社という団体の代表的な意思でありま
す。そこでかかる社説は、本條項のヌ
の扇動行為に該当するものとして、そ
の新聞社は解散せられ、執筆者は扇動
罪に問われるというやうな危険性が、
絶対にないとは言えないと思ふのであ
ります。

これはほんの一例であります。が、
このような危惧が生れるのも、本法第
三條に規定せられております「暴力
主義的破壊活動」の定義が、きわめて
広汎、かつあいまいなところにあると
いつても決して過言ではないのであり
ます。立法者は、本條項の適用にあた
りましては、もつぱら具体的な外面的
行動を基準とするのであつて、觀念の
明確を期し、拡張濫用の危険を避け、
特に言論の取締りには必要最少限度に
とどめるといつておりますが、拡張解
釈の弊を避けるためには、一片の濫用
防止の宣言的規定では満足することは
できないのであります。それには本法
の实体規定の中から、拡張濫用される
やうな字句を削ることが何よりも肝要
であります。

そのほか、このように破壊活動が行
動をまたずとも、言論そのものの形
で行われた場合にも、団体の規制または
処罰の対象となつたり、あるいは公開

の集會の席上で行われた場合にも同様
に規制せられることは、言論集會の自
由に著しい制約を加えるものでありま
す。またこのような破壊活動を將來さ
らに行うという明らかなおそれがある
と認めるに足りる十分な理由がある
行政機関が認定した場合に、団体の
規制処分が行われるという点にも多大
の言論圧迫のおそれがあるわけであり
ます。あるいはまた公安審査委員会と
公安調査庁の關係も、ちやうど檢察
と裁判所の關係に似ておるやうであ
ります。そのならば準司法的機能を
営むところの公安審査委員会が、直接
審理も行わず、書面審理だけで審査に
當るといふやうな簡略な仕組みになつ
ておることは、迅速に事案を処
理する必要から出ておるといつてお
ります。が、これはむしろ逆に、準司法
的機能を営む公安審査委員会の方の審
理を公開にし、直接審理を行い、慎重
な手続をふむべきではないかと思ひま
す。しかもその処分に対する行政訴訟
の道が開かれておるといひまして、
行政事件訴訟法第十條第二項但書
の規定によりまして、執行の停止に対
し内閣総理大臣が異議を述べたとき
は、停止の申立てもできないやうにな
つておることも、言論干渉の余地を残
しておるものといわなければならぬの
であります。

さらに公安調査官の調査権の行使
や、司法警察官の行方押収、搜索、検
証に立ち會う権利の行使などが、公安
調査官をして言論圧迫に道を開くもの
ではないでありませんか、この危険
性はきわめて大きいのであります。
およそ法律というものは一旦成立した
しまつると、立法者の意図を離れてひ
と歩きをいたします。また公安
調査官の機能が確立いたしますと、
旧特高的な活動を開始するおそれがあ
るのであります。役人といひますも
のは、仕事が多くなりまして新たに仕
事をつくる弊害に陥りやすいつたので
あります。それはこれまでの経験から見
ても十分に予想されることであ
ります。結局末端の公安調査官の手によ
つて本法のやうな、言論圧迫に重大な
おそれのある法律が運用されるといふ
ところに多大の危惧があるといふこと
を最後につけ加えておくものでありま
す。

○佐瀬委員長 次は大森眞一郎君にお
願ひします。主として農民組合の立場
から本法案に対する御意見を承りたい
と思ひます。

○大森公通人 日本農民組合本部の
事務局長をいたしております大森で
あります。私は法律上の問題は専門であ
りませんから、農民運動の立場からい
たしまして、本法案が施行された場合
に受ける影響を主として申し述べたい
と存する次第であります。

時間の關係で結論から申し上げます
るが、私は、この法案につきましては、
農民団体がこぞつて反対いたしてお
りまして、これは單に修正という意見
でなく、立法そのものに反対するとい
う態度をとつておるもので、その
点を申し上げておきます。が、大ざつ
ぱに申し上げまして、これは私も運
動を続けております者にとりまして
は、かつての治安維持法によつてわれ
われが不当な犠牲を払わされて参り
まして、正しい民主的な運動がこれに
よつて規制されたあの事実から見ま
して、法理論上はいろいろな差異がある

とは思いますが、大衆運動に
與える影響という点では、やはり治安
維持法のあの弊害が再び来るというふ
うに解釈されるのであります。

第二点といたしましては、これは治
安立法そのものに本質的に備わるもの
であり、常にその政府の、あ
るいは一つの政治的な情勢によりまし
て、法の運用が左右されやすい性格の
ものであります。ことに現在のよう
に、わが国の事態が国際的な影響を非
常に負うような状態にある際におきま
しては、ことにそういう点について政
治的な解釈によつて、この法案が運用
される危険があるということを、われ
われ農民運動者としていたしましては、自
分の経験からいたしまして感ぜられ
る点であります。

第三点といたしましては、このよう
な治安立法ができまると、單にこれ
は最小限度にとどめると言うておりま
すけれども、實際におきましては、治
安維持法が次々に改悪されましたよ
うに、次々に拡張解釈、あるいは法の適
用範囲を拡大されて、運動が弾圧され
る結果になるということを、私も是非
常に危惧しておるものであります。

第四点といたしまして、現在すでに
終戦後の運動を通じて見まして、最近
に至りましては、ことに再軍備論が問
題になつて来まして、われわれの
運動の内部にも、現実にある種の圧迫
が来つたところがあることを感ぜられ
るのであります。従つてこういう広い解
釈のできる法案が通過するといしま
すれば、現在すでに禁止されておられ
ながらもなおわれわれの基本人権が圧迫
されるような形で、たとえば言論の自
由が漸次拘束されるような形が現われ

ておる傾向がさらに強められる、以上
のような大ざっぱな見地からも、私ど
もは本法案については、反対の立場を
とらざるを得ないのであります。

次に若干内容に就いて申し上げたい
と思ふのであります。この暴力主
義的破壊活動という解釈につきまして
は、先般来公述人が申しておられるよ
うに、非常に広い解釈がとられるので
あります。私もこれはさういふ漠然と
した、あるいは言い過ぎかもしれない
が、非常に広く解釈される暴力主義
的破壊活動というふうなものによつて
規制されることについては、非常に疑
義を持つものであります。次にこの規
制の基準となりまする第二條關係につ
きましては、いろいろ訓辭的な規定が
ございまして、實際上は書いても書
かぬでもよろしいことでありまして、
實際上の適用には、いわゆる国内の情
勢がさらに緊迫するようになりま
すれば、どうにでもこれは解釈される
ものでありますから、決してさういふ
思想、信教、集会、結社その他云々
というふうな制限規定、あるいは労働組
合その他の団体の正当な活動を制限し
ないといふことが言われておりまし
ても、これは實際上には何ら役に立た
ないものであるといふふうに解釈され
るのであります。

第三條關係につきまして、特に私ど
もが實際の運動の面から非常に恐れ
を抱くのは、いわゆる扇動という言葉
であります。この扇動は、これでは明
な規定がありませんので、どの範圍ま
でを扇動と見るかといふことが考えら
れるのであります。これは一つの例
をとつてみますと、大衆大衆運動にお
いて、時の政府の政策に対して批判的

な立場が多くの場合とられるのであり
まして、現在では吉田内閣であります
から、吉田内閣打倒というふうなス
ローガンが掲げられる場合が多いので
あります。しかしこのスローガンは非
常に抽象的でありまして、全国的なス
ローガンとしては一応さういふ形にな
りますが、これが實際運動で大衆運動
の宣伝技術の關係から申しますと、末
端のじかに大衆と結びつくときのス
ローガンとして「吉田内閣をや
つつけろ」というふうな表現になるの
であります。さらにもつと端的に行き
ますと「吉田をやつつけろ」というよ
うなスローガンにまで発展するのであ
りますが、その際もしこの団体の構成
が——団体自体は決して破壊行動をや
るものでありませんけれども、団体に
所属する構成員といふものは、政治的
な意見はいろいろ異なつた人たちが、思
想的にも異なつた人たちが農民団体の
ような大衆団体では包容しておるので
ありますから、もし末端の個人が、何ら
かの暴力的な行動を現わしたと仮定し
た場合には、このスローガンを決定
しました執行部が全員、扇動あるい
は教唆といふような條項によつて彈壓
を受ける危険が多いと思はれるのであ
ります。でありますから、私もこれはこ
ういふ解釈が、しかもこれは正当にあ
るいは裁判によつて十分審理されて判
断されるのでなく、後に規定されてお
りますように、公安審査委員会におい
て一方的な判断、また委員会にかけ
る前に、すでに行政官によつて一方的に
判断されて、そしてそれがただちに行
政処分になるというふうな形がとられ
るのでありますから、しかもその解釈
が、公安委員会にいたしまして、公安

調査庁にいたしまして、どちらも法
務總裁の直轄下にある行政機関であ
りまして、政府に対する批判的な行動に
対しましては、その反対の側からの解
釈がとられる。さういふ意味から言
ひまして、非常に一方的な解釈で行政
処分が実施されるという危険がある
と思ふのであります。その点が私ども
非常に不安に感ずるところでありま
す。ことにこれは文書、ポスターにま
でその範圍が拡張するのであります。
さういふ点から申しますと、私ども
のような農民運動——特に意識の水準が
低いといわれる、また非常におとなし
いといわれる農民運動のごときは、非
常に脅威を感ずるのであります。正
しい民主的な農民運動が破壊されるこ
とになるわけでありまして、

次に同じ点であります。これが捜
査の面で、あるいは調査に名をかりる
司法官なり、あるいは調査官なりの行
動が、結局この法案の内容から見ても
ますと、やはり特高警察を復活するよ
うな形が出て来ると思はれるのであ
ります。現にわれわれの演説会におき
まして、このごろは地方の末端に行
くと警察官が必ず立ち会ふといふやう
な事態が出て来ておるのであります。こ
れがこの法案が実施されることにな
りますれば、かれらはほんとうに自信
を持つて各家庭を訪問し、農民の組織
を破壊するといふことは、今までの経
験上からはつきり申し上げることがで
きるものであります。さういふ点に私は
問題があるかと存じます。

それから第四條に参りますと、さら
に暴力主義的破壊活動を行う明らかな
おそれがあるといふような形で表現さ
れておりますが、これは先ほど申し上げ

げました公安審査委員会にせよ、ある
いは調査庁にいたしまして、その解
釈がどうにでもとり得る。われわれの
運動を破壊あるいは制限しようとする
ば、どうにでも解釈のできることであ
るといふふうに考えられるわけであ
ります。

次に第三條の第二号について若干申
し上げたいと思ひます。この第二号の
イのいわゆる騒擾に対する行為であ
りますが、これはストライキなどの場合
にはさういふ解釈が非常にとられやす
い危険であるかと存するのであります。
私も農民運動の場合にはストライ
キ権がありませんので、農民は大衆
的な要請運動を今日でもやつておるの
であります。後ほど若干申し上げま
すが、米の供出の問題等においても大衆
行動によらざるを得ないやうな事態に
最近ではなつて来ております。税金の
問題にいたしまして、合法、合理的
な幹部だけの折衝ではわれわれの意思
が反映できないといふやうな形が随所
に見られるのであります。どうして
も大衆的な要請運動が起り、これを拒
否する税務署との間に、あるいは警察
との間に、若干の摩擦を生ずることも
考えられるのであります。さうした
場合にたまたまこれが騒擾といふやう
な判定で団体支部の解散あるいは団体
自体の解散といふやうな形が行政処分
として行われる場合には、われわれの
運動は継続できないといふやうに考え
るのであります。ことに行政処分をや
つた場合、たとえば私もいろいろい
ふ要請運動をやる場合、あるいは労働
者のストライキの場合には最もはつき
りしておるのであります。もしスト
ライキの際に、この行政処分を受けて

労働組合が解散されてしまふならば、ストライキに敗れるということは当然なものでありますから、こういう点からしまして、行政処分によつて解散させる、あるいは出版物を規制する、あるいは出版物を押えるといううなことは、非常に一方的でありまして、正しい運動を抑圧することになると思へるのであります。

なお二号の下の項などにいわゆる強盗という規定がありますが、現在では労働組合で生産管理をやれば、これを強盗というような解釈を警察あたりでは盛んにやつておるのであります。これも非常に拡張された解釈であり、それが行政処分の基礎になるといふふうに考えられます。この各項は私どもの経験上から見まして非常に危険をはらんでおるようによつて非常な公務執行妨害、こういう問題につきましては、たとへば各地の供米の場合でも、ほとんど割当自体に無理があるにもかかわらず、農民が自分の飯米までも押えられような事態が発生した場合、自分の生活防衛のために大衆行動に移ることがあるものであります。こうした際警官との間に衝突が起るやむを得ない事態も発生するのであります。これが公務執行妨害に該当することになり、ただちに行政処分に移されようという形を考へますと、本法案の通過することは、農民運動あるいは労働運動が正しい姿で発展しなく、かえつてある意味では暴力主義的な行動に余儀なく追ひ込まれる危険がある。これは私ども戦前に運動をやつておりました関係から、そういう危険がこの破防法を通じて現われて来る

のでありまして、結局民主的な運動をむしろ破壊する結果になりはせぬかという点を危惧いたす次第であります。要するに農民組合の立場からいたしますと、現在政府は私どもに団体権あるいは団体交渉権というものを與へないばかりでなく、一方ではこの治安立法によつてわれわれの任意組合の運動すらが多くの制限を受けるような形になつて参りますことにつきまして、私ども非常に疑念を持つておるものであります。

以上簡単であります。大体本案の内容を見まして、治安維持法当時のあの運動に対する抑圧が再び来るのではなからうかという不安を、農民団体あるいは労働者の間で強く持たれておるといふことをお考えいただきまして、十分審査せられると同時に、私どもの希望では、本案を撤回していただきたいというふうに考へる次第であります。

す。しかも幾年かの苦い経験を重ねて、大きく立ち直つたと労資双方から信頼されておる多くの民主的な労働組合が、内部のいさゝかの事情はありまですでしようが、未曾有のゼネストをかけたこの法案に抗議したといふことは、まことにゆるがせにできない問題であると思ひます。

でありますが、これらの行為には、内乱その他の予備、陰謀、幫助といったような問題に関し、その実現の正当性もしくは必要性を主張する内容を持つておる文書だといふ限定があるように思ひます。また所持について「頒布若しくは公然掲示する目的」のもとにおける所持といふ意味で、これまた條件がつけられておるのでありますから、およそ正常な労働組合運動には関係がないものと思ひます。

現在では労働組合で生産管理をやれば、これを強盗というような解釈を警察あたりでは盛んにやつておるのであります。これも非常に拡張された解釈であり、それが行政処分の基礎になるといふふうに考えられます。この各項は私どもの経験上から見まして非常に危険をはらんでおるようによつて非常な公務執行妨害、こういう問題につきましては、たとへば各地の供米の場合でも、ほとんど割当自体に無理があるにもかかわらず、農民が自分の飯米までも押えられような事態が発生した場合、自分の生活防衛のために大衆行動に移ることがあるものであります。こうした際警官との間に衝突が起るやむを得ない事態も発生するのであります。これが公務執行妨害に該当することになり、ただちに行政処分に移されようという形を考へますと、本法案の通過することは、農民運動あるいは労働運動が正しい姿で発展しなく、かえつてある意味では暴力主義的な行動に余儀なく追ひ込まれる危険がある。これは私ども戦前に運動をやつておりました関係から、そういう危険がこの破防法を通じて現われて来る

の目的、または第二條にうたつておるこの法律の規制の基準等は、抽象的でありまして、先ほどもお話ししたとおり、不明確であるといふ話がありましたが、われわれ／＼すなおに読む者にとつては、この法律の基本的な考え方を十分明示しておるのであつて、政府がこの法案を国会に提出する前に、労働組合の誤解を解くためだといふことで追加したといわれる「いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動」云々という第二條第二項をまつまでもなく、この法案の持つ性格、使命といふものを十分表わしているように思ひます。さらに第三條に定義しておられます暴力主義的破壊活動の内容について見てみますと、内乱関係でありまして、政治的目的のいわゆる暴力行為といふようなものであります。民衆的な議会の憲法を肯定する以上、まことに当然のことばかりでありまして、少くとも現在の法律で保護さ

れておる労働組合運動の目的とは何ら関係のないものであります。またかりに組合活動に関連してこれらの行為がなされることを予想したとしても、それはたまた／＼組合活動の名によつてなされたにすぎないもので、それぞれ単独の違法行為として、一般市民と同様の立場で当然法の適用を受けなければならぬものであつて、正当な組合活動そのものとは無関係であると考えらるべきであります。

かつて世相がこんとんとおつた当時、尖鋭化した組合活動は往々にして刑事犯罪を伴ひ、しかも一部にはその正当性を主張するように考へられる表現をされる者も現れて、識者をして健全な組合運動の将来を憂へしめたのであります。これは外から與えられた急激な民主的変革の濫觴期に犯した一つの誤謬であります。幸いに占領軍の機宜の措置と、労働組合内部からほうはいとして起つた組合民主化運動の結果、もはや今日では労働組合の行為が行爲があつたとしても、何ら取締りの対象とならないと考へる者はあり得なくなつたと思ひます。われわれは現在のわが国の常識的な大衆が組織するまことの労働組合であるならば、まさかこの法律で定められておるような行為をなすものであるとは考へませんし、また将来もこの種行為をなす危険があるものと思ひないのであります。

一部組合関係者が法案の内容にすなおに触れることをせず、または自分で非常な拡張解釈をして、組合機関紙などに関連して、破防法反対を宣伝する向きがあつたり、またこの法律の対象となる団体として極右とか極左とかいふことを明確に示していないので、労働組合や生活協同組合のようなものでもう／＼しておると容易にこの法律の対象となるような印象を持つような説明をして、故意にこれら善良な組合に恐怖感と興えるようなことを宣伝しておる向きもあるように思ひます。その目的をはずれて反復的にこの法律に定めるような破壊活動をする場合があるとなれば、それはもはや労働組合や協同組合ではなく、特殊の……

〇佐瀬委員長 御静聴に願ひます。〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

〇佐瀬委員長 最後に河原亮三郎君にお願いいたします。河原君には特に労働争議の体験を中心にして御意見を承りたいと思ひます。

〇河原公建人 東京芝浦電気の勤務部長であります。現在のこの困難な国際環境の中における日本を考へ、また昨今の国内治安情勢に關心を寄せおる者はたれでも、この問題の破防法は、こうした不安を醸成する団体とか、またはこういう団体に対抗する反動団体といつたようなものを対象としておるのであらうと、簡単にきめてかかるのが常識ではないかと思ひます。ところが破防法が世に問われるに及んで、これに最も大きく反対したのは労働組合でありま

〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

〇河原公建人 人物や集団がその組合の名によつて特殊の目的を達しようとするのが真相ではないかと思ひます。私の体験によつても、労働組合が時の世間の常識からかけ離れた暴力を振うようなときはたいいその指導層に不純な面がある、結局例外なく常識的な

大衆から擧り去られているのであります。この意味において、世間並に組織され、運営されている団体は、この法律の対象となることはとうてい想像がでないと思うのであります。この間の十八日の破防法反対ストのとき、私の知つてゐる範圍に、上部機關からスト指示を受けた甲、乙二つの労働組合がありまして、甲は幾多の闘争経験を持ち、労働組合的には十分成熟したものであり、乙は、その構成員はおおむね実直であつて、組合としてはなお形式的な域を脱していないたいののめのであります。甲は熱心な、白熱的な論戦の結果ストに対しては過半数を制することができないうで中止をいたしました。かゝつて乙は指示に従つてストを行つておるのであります。これは特殊な例ではなく、今度の破防法反対ストの一断面を示してあるものとして輕視できないのであります。

本法案の内容をすなほに検討すれば、本法案そのものを否定することはできないのではないかと申すのであります。さすがに責任ある中央組合の發表した公文書であります。それに伴ひますと、われ／＼の見るところでは、この法律の目的を否定するものではないという立場をとつてゐるのほしく、ごもつとも、ただ同一目的が現在の刑法及び取締り法規の適用によつて達し得るという理由で反対してゐるようであり、政府が現在の法律で十分目的を達し得るのに、好んで屋上屋をつくるといううなことは、われ／＼には考えられないことであり、現在の法律だけでは、占領軍によつて補強せられていたこの種取締りの目的を達し得られないという、責任ある政府の懸念を不当とする根拠はないように思ふのであります。ともかくも破防法が忽然として今われ／＼の社会につくり出されるというものであると、占領解除によつて生ずる事態に必要最小限の規制措置であり、実質的にはこの關係において日本のものとして再現しようとするものにすぎないやないかというぐあいにも考えられるのであります。なおこの法案中に含まれる扇動といふことが大分問題になつてゐるようであり、私が過去に扇動によつて大いに悩まされた経験を持つております。法律でいう扇動といふのはどういふものであるかといふことはしばらくおきまして、一般に暴力主義的大衆運動家といふか、そういうものはいわゆる扇動技術に長じておるものか、やうであります。かつて労働組合運動の中に持ち込んだ扇動の結果として、労使双方に回復しがたい損害を強制した事例は決して少くないのであります。最近の洗練された労働組合は、骨の折れた宣伝に力を入れ、扇動による直接的な効果をねらう行き方がだん／＼少くなつておるのであります。もちろんこれらのわれ／＼の言う扇動は、本法によつて扇動とは無關係ではあります。ところが、計画せられた扇動は、實際的な組織せられた暴力主義的破壊活動の前触れであり、またその源となる点において重視せられるのは当然だと思ひます。ただ巧妙な扇動は概して判定の困難な場合が多いと思ひますが、この法律の規制の対象となる扇動といふのは、われ／＼常識者をもつては議論の余地がないほどのものをさすであらうといふことを、私は信じて疑わないのであります。

また労働組合方面で破防法はかつて治安維持法にまさる悪法であると言つて反対する向きもあり、先ほどからもういふお話をありましたが、かつて治安維持法が悪用された當時に比して、現在でははるかにデモクラシーが實質的に浸透してゐることは、やがや余地がなく、憲法の基本的人權の保障に於いて國民の意識が著しく高度のものとなつてゐること、及び政府もこれについては最大の関心を払わねばならぬこと等から考へて、この法律がかつての治安維持法のように悪用される機會はあり得ないのではないかと、ふに考へるのであります。現在将来を杞憂して、一応現在肯定し得る最小限の制度自体を否認することは、平和をこいねがふ國民として適當ではないのじやないかと考へます。

以上で私の公述を終ります。○佐藤委員長 先ほど國藤教授から、行政的処分と刑罰規定とを一つの法律の中に規定するも、法体系としては論理的に矛盾するものではないかといふ趣旨の御意見の開陳があつたように拜聴しましたが、本法案のように、行政機關が行う行政的保安処分と、裁判所が適用する刑罰規定とを並列する場合でも、さうであるのか、あるいはまた、さうせずして、刑罰規定により裁判があり、その裁判に付随して裁判所が行政的保安処分をなす場合にその矛盾がないかといふ意味であるか、この点をあらかじめ明らかにしておきたいと思ひますので、國藤教授の御意見を承りたいと思ひます。

○國藤公述人 問題はやはり根本的なものに触れて来ると思ふのであります。が、この法案に規定されておりますところは、犯罪の面、罰則の面をも相當技術的に取上げようとしてゐるように見受けられるのであります。これは団体に対する規制の見地と相関連して来からであると思はれるのであります。そのように技術的に規定を設けるということになりますと、これは勢い刑法の改正として、刑法典の中に組み入れるということが困難になつて来ると思ふのであります。先ほど私が申し上げました趣旨は、この法案における罰則は、その技術性にもかかわらず、過ぎるというのを申し上げたのであります。なるべく刑法典の規定に近づけるべきではないか、またなるべく現行刑法における規定でもつてまかなつて行く方針をとるべきではないか、かように申し上げたわけであり、そのような立場をとるといふことは、これは本法の中に規定するのとはおかしいのであつて、罰則はやはり刑法の改正、刑法典そのものに手をつけるということに持つて行くべきであらうと思ふのであります。

ただ一点つけ加えて申し上げますと、さういふ特別法の形でありまして、刑法のようないわゆる基本法典と違ひまして、立案の過程におきましても、たとえば法務府にありまして、この法制審議會にはかけないといふやうなことにありますので、さういふ立案の手続の面から申しますならば、實質的に刑法の改正、しかも相當重要な改正と目するべきこの法案の罰則のごときは、これは當然に刑法の改正と同じ扱いをすべきではないか、さういふ点をつけ加えて申し上げたいのであります。法律の体裁としましては、委員長

が仰せられましたどちらの道をとるといたしましたも、これはやはり便宜の問題でありまして、必ずしもこだわる必要はないと思ふのであります。○佐藤委員長 御意見のほどはよく承りました。以上をもつて一応各公述人の公述は終了いたしました。これより各公述人に対する質疑を順次許しますから、質疑は大体において五分以内にお願ひすることになつております。また御答弁は努めて簡單にお願ひいたしたいと思ひます。なお清瀬一郎君と西島芳二君はやむを得ない事情のために退席されましたので、他の公述人に対して御質疑を願ひます。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 時間が制限せられておりますので、質問の要綱だけ簡略にお伺ひいたします。まず國藤先生にお尋ねをいたしますが、先ほどの言葉で非常な参考になる点が多かつたのであります。まず第一点といたしまして、扇動が本国会において問題になつておりましたのは御承知の通りであります。われ／＼も扇動に対して問題視しておるのでございませうけれども、扇動にかかわるべき何かの処置、何かの方法はこの法案に見つからないものか。第二点は、この法案からは全然扇動を抹消する必要があると断定的にお考えであるか。第三点は、先生はこの処分を司法処分とすべきものであるといふお説のように承りましたが、これも一応本国会において問題になつておる点でございますが、政府の考えは答弁されておるところで御承知でありまして、われ／＼といたしまして、こうした破壊活動団体に対する解散、機關紙の発行停止と

いうものは、行政行為であつて裁判行爲ではないのじやないかというような考えを持つものであります。先生が司法処分にすべきであるといつた場合の御説明は、便宜論とか方法論とかいふようなものが多かつたと思いますが、司法処分とすべきものという根拠をひとつ伺つておきたい。この三点であります。

次に樫田さんに率直にお伺いいたします。非常にいいお説を承りました。が、日本国民は女の方ばかりでなしに戦争を好む者は一人もないと思う。みんなが平和を念願しておる。国会にいる者で戦争を好む者はいない。ただ戦

争を好む者があるとすれば、国際的なつながりを持つ破壊活動分子です。それ以外の政党で戦争を好む政党はないのです。それでお聞きするのですが、破壊活動を事とする団体があるとお考えになつておるのか、ないとお考えになつておるのか。

めて重大なことでありまして、これは団体活動が犯罪を構成するという程度の場合に至つて初めてなし得ることではないか。そういたしますならば、裁判所においてまず有罪の判決があつた場合に、その裁判所においてその措置をとるのが適當ではないか。これは旧新聞紙法においても、有罪判決の言渡しと同時に新聞紙の発刊停止の処分をする規定があつたのでありますが、少くともその線で行くべきであると考えます。

○櫛田公述人 お答えいたします。暴力主義破壊活動を目的としている団体はないと存じます。

○佐瀬委員長 大西正男君。

○大西(正)委員　團藤教授にお尋ね申し上げます。教授は、扇動教唆などは削除しろ、また団体の規制も本来司法処分で行くべきであるという御意見でありますが、私どもはその御意見に對しましてまことに敬意を表して拜聴した次第であります。つきましては、第

一点は、この破防法が対象とするその
 対象を明確化する必要があるかどうか、
 ありとすれば、どの程度明確化し
 たならばよいであろうか。第二点は、
 この司法処分を裁判所が行います際
 に、その手続は行政事件訴訟特別法の
 第一條による公法上の権利関係に關する
 訴訟ということで、民訴の適用を承
 けるものでありましょうか、またそう
 でなくて、何らかの訴訟手続を必要と
 するものでありましょうか、その点を
 伺いたいと思います。

すと非常に問題かと思いますが、大体
そういうことを考えております。

第二点、司法処分とすることを考へるにつきましては、もし現行法のままですと司法処分とすれば、仰せのようなことになると思ふのであります。しかしながら、そのようなことにいたしますならば、治安維持という面から見まして、はたして十分に効果を上げ得るかとかどうかという問題になると思ふのでありまして、これは別個の手續を考へるということが必要ではなからうかと存じます。そして場合によりましては、一種の仮執行のようなことを考えまして、第一審の判決がありました際に、まだ上訴の余地がある未確定の状態でありまして、一定の措置をとることができるといふ道を設けるべきではないか。これは現在の二十四條第二項及び特例法第十條二項但書の運用によりますよりもはるかに当事者に対する保護になるのではないかと存ずるのであります。

○佐瀬委員長　ただいま第三條の條文の整理の問題があげられたようでありますが、この「せん動」に次いで「石動」は「以下の文書活動は「せん動」の範疇に入るものではないかという疑念があるようではありますが、この点に対する教授の御意見はいかがでありますか。

○園藤公述人 おそらく私も同様に考
えるのでありますが、この規定ではな
そらく明確を期する意味で特に明示
たものであらうと存じます。なるべ
くならば「せん勤」と同時に「又は」
下も同時に創るべきではないか、か
うに存するのであります。

○佐瀬委員長　よくわかりました。

○**鐵道委員** 関連してお伺いしたいのですが、第一に、特別の刑罰規定を設けているから、その刑罰に関するものは刑法でまかなうことが至当である。こう言われる。われ／＼もそう考えるが、この点に関することを一つ。それからかような国民の自由言論を抑圧するものは、司法処置として裁判所で審判させることがよろしいということ、これももちろんわれ／＼も考えております。それから急迫なる場合に仮処分でやれるのではないか、この三点について承りたいと存じます。

の刑罰を持つたものを、刑法で規定するのはいよいよいたしまして、そのときはこの規定を全部刑法に持つて行つて、そして団体の規制に關しても刑法の中に入れていいという議論は立つまいと思ひます。この点はそうするところの刑罰に關するものは刑法に入れて、規制に關するものは行政行為であるが、ゆゑに別個に定むべきものであると、こういう御見解じゃないかと思ひます。が、まずその点からひとつ承つておきたい。

○國藤公述人　御意見通りと存じます。

○鍛冶委員　そういたしますと、団体の規制に關することは行政行為なるがゆゑに別個の法律でやる。それに関する審判といへども私は行政行為でないと見ることが至当でないかと思うの

ですか、この点が一番問題になる。それわれも理論として、これは司法機關にやらせることはいいとはもちろん考へるのでありますが、はたしてその審判は司法行政であらうか行政行為で

あるか、ここで根本の議論のわかれが
出て来るのだと考えるのであります。
あなたは司法行為としてさしつかえな
いものであるとお考えになるか。そう
しますればその論拠をひとつ、承りた
い、かように存じます。

○國藤公述人 純理論的に申しますと、これはいわゆる純粹法学の立場では、司法と行政との間における理論的なあるいは論理的な区別がないのであります。法の適用によつてある行為をするというのが司法処分であり、また行政処分であるわけでありまして、従つて純粹法学の代表者であるところの行政行為としては、これは法の適用でないところの直接行政行為だけを意味することになる。どうも論理的に考えると突き詰めれば、そういうことになると思ふのであります。従つて問題はやはり實質的にどちらに持つて来るのがより妥当であるかという實質論にどうしても落ちつくと思ふのであります。形式論としまして、これが本質上行政処分であるか、あるいは本質上司法処分であるかといふよりも、どちらに持つて行くのが憲法を十分に行つていくために妥当であるかという問題に私は帰着すると思ふのであります。その見地からしまして、私はやはりこれ司法処分とするべきであるという考えを持つわけであります。

○鍛冶委員 私は学者に承るから論理的なことを聞いたかつたのですが、まあこれはこれ以上は……。

その次は、今ちよつと國藤先生の言
われたこと及び先ほど清瀬先生が主眼
せられたと思いますが、なるほど行政

処分を下した、いわゆる審査委員会が判定をして行政処分を下した、それが司法裁判所に行つて無罪になつたときにはどうするか。これはもちろんわれわれも考えるところであります。そこでその意味からして裁判に行つた方がよろしいということが出て来るのだと思ひます。ところが現実には危険のある場合は、今日の裁判所の裁判を待つてゐるわけには行きません。ことにかよふなめんどろなものを裁判するときには、おそらく今までの経験からしまして一年や二年はかかるものと思ひます。そこで先ほど言われた、それならば仮処分によつてやる道があるだろう、こういう議論になります。この仮処分をかりによつて行政措置をとることのよしあしを判定させることになるわけであります。ことに御説のようになれば、これは刑事裁判であるから刑事裁判所に対して行政上の措置の良否を判断させておつて仮処分である、このようなことが適当なものであるかどうか、ここに私は大きな疑問が出て来ると思ひますが、これに対してあなたの御所見を承つておきたい。

○國藤公達人 裁判所であつて無罪になつたら困るではないかということ、確かに今申ししたこと論議になるわけであります。その点をさらに補充して申し上げます、たとえば第四條の第二項あるいは第七條の違反であります、これは決定が効力を生じた後に一定の行為をすることを罪としてゐるのであります。第四十二條、第四十一條によつてそれ、罪となつてゐるのであります。ところでこの決定が効力を生じた後裁判所で、これはたとえ

ば鑑治委員の仰せられた無罪の判決ではなくして、その決定が行政訴訟によつて取消されたという場合に、はたしてさかのぼつて第四條第二項の違反あるいは第七條の違反の罪でなくなるのか。この点については非常にこまかい技術的な問題でありますけれども、私はこの立案者の御趣意がどうも理解し兼ねるのであります。非常にわけのわからない關係になつて来るように思ふのであります。これらはいずれもやりすべてを裁判所にまかせることによつてはつきりとした一義的な解決ができるのであります。最初に行政処分をやつたあとで別に司法処分による救済を認める。また刑事については別に裁判所によるところの処分を認める、かようなことになつておられますために、行政処分と司法処分とが非常にちぐはぐな違反を罪としておりましたために、その矛盾がますます混亂して現われて来るように思ふのであります。これらを一義的に解決するのは、どうしても裁判所ですべてを判断する、どうしても適當ではないか、これは先ほど申しました憲法上の基本的人権を制限する重大なことである。だから、ともかくも行政官庁よりはよほど信頼のおける裁判所にやらせるべきではないか、かような見地と相まつて、私はやはり司法処分で行くべきである、かように考えるわけであります。

○鑑治委員 その点はわれ、もまず第一番に考えたところでありましたが、その議論は別といたしまして、私の申しましたのは、裁判をまつてそれで処分する。こうしておつたら現実の問題として現在の危険に対処するわけに行

きません。清瀬さんは強く言われたが、その点はあるが、それならば裁判をやつておるときに、内閣なら内閣の責任で仮処分申請をして、そして行政措置と同様なことをさす、こういうことで、それに対する疑問を持つて質問しておるわけですから。要するに行政措置を求むる仮処分、さうなことを司法裁判所へ仮処分の申請をすることがはたして司法処分と相いれるのかどうか、これが第一点。その次に、かような行政処分の要否、しかもこの裁判は刑事裁判所である。刑事裁判と同一にやれという議論であつて、本裁判は刑事である。刑事裁判所に対してさうな行政処分の要否の判断を求めることが適當であるかどうか、これが第二点。その次に、かような重大なことを、しかも司法裁判所でやらなければならぬという議論が立つたときに、仮処分の手続によつてかようなことをやることはいかゞどうか、この三つの重大なる疑問が出て来るのであります。これに対する御所見を伺いたい、こういうのであります。

○國藤公達人 多少御質問を誤解したのであります。第一点は、先ほど私が申し上げたところによつて、これは本質的に行政処分であるといふようなものはないのじやないかと思ふのであります。先ほど私が申し上げましたのは、仮処分を申請するといふ形を考えたのであります。で、裁判所が行政処分を行うものではなくして、裁判所が自分の権限として司法処分を行うのだといふように考へてゐるのであります。従つて第三点も、さういふ点から私がお答え申し上げたいのであります。そこで最も問題になりますのは第二点でありまして、これは刑事の裁判

所で行つていかゞどうかということであらうと思ふのであります。しかしながら、このような処分は、いわゆる合目的性の判断によるということにははなはだ適當でないのではないかと。法律で十分に嚴重な要件を定めまして、第一この法律で規定する罰則に照れる。しかもまた将来同じような活動を継続するだけの明らかなおそれが十分にある。しかもその明らかなおそれが十分にあると申しまして、たださういふ一般的な文句ではおそろく不十分だと思ふのであります。もう少しその内容を明確に、個別的に、具体的に規定すべきではないか。法の規定するそれぞれの要件に合致する場合に、これは団体に対する措置をとることができ、かようにいたしまして、これはまつた法の適用でありまして、むしろそこには若干の裁量が入るかと思ひますが、主として法の適用によつて當然に出て来ることであつて、必ずしも裁判所の機能と相いれないものではないのではないかと。裁判所の機能はむしろ法の適用であつて、合目的性、どちらが都合がよいかといふことの裁量ではないわけでありまして、現在の裁判所の権限の中にも、ある程度の裁量の余地のあるものはいろいろ入つてゐると思ひます。さういふものに比べまして、別に裁判所の機能と相いれないものではないではないかと。またその合目的性の判断につきましては、行政機関にその判断をさせるよりははるかに適正な判断ができるのではないかと。場合によつてははるかにいふことも行政官庁の方面から見れば出て来るかもしれないが、むしろそれによつてこそ国民の自由といふものが保護される

のではないかと。問題は、さういふ手続をとることによつて手続が非常に長引くという点にあるかと思ふのであります。それはさういふ根本方針でもつても少し検討すれば、いろいろ道があるのではないかと思ふのであります。一概に裁判所で処分することにやつて不都合を生ずると思へないのであります。むしろその得るところの方がはるかに大きいではないかといふように考へるのであります。

○佐瀬委員長 鑑治君の今の質疑は、訴訟法上適正にできると思ふからこの程度に止めて、もし他の問題があるならば続行願ひます。

○鑑治委員 清瀬さんがおられればなお聞きしたかつたのですが、これはこの程度にしておきます。

もう一つ私の聞きたいのは、なるほどかような問題が起るときには、前提として刑事事件があるであらうとは思ひますが、私訴のように必然的刑事事件ではないではないか。理論上から、今たちには言われませんが、刑事事件が起らぬで第四條の処分を行つても至当な場合が考えられぬでもないと思ひますので、もしさういふ理論が立つとすれば、刑事事件があるとすれば、刑事裁判所でやらせればよいという理論は立たなくなつて来ると思ひますが、この点はいかがですか。

○國藤公達人 私は、刑事事件が先行すべきものであつて、まず有罪の判決があるという場合でなければこのような重大な措置をとるべきではない、かように考へるものであります。

○佐瀬委員長 田中堯平君。

○田中(堯)委員 國藤さんにお尋ねい

たします。この法案では、団体の活動としていわゆる暴力主義的破壊活動をした場合に、団体に対する規制が規定されているわけです。そこで一体団体が暴力主義的破壊活動をするというのは、これはどういうことになるのでしょうか。実際の運用において予想されることを説明願いたい。

○團藤公達人 これはちやうど民事における団体の不法行為と同じことであるとして、団体の機関が一定の行為をするに よつて、これを団体の活動と見るといふことになるかと存じます。ただどのような場合に具体的にそういう場合が生じて来るか、またその判定の標準はどういうことになるかと、これは、私には刑事の専門でありまして、私から申し上げるのは適当でない事柄ではないかと存じますので、今申し上げましたのは、むしろ私として申し上げるべき論でございます。

○田中(義)委員 民事の団体ですと、ちやんと機関が法定されておりますので、団体の意思表示であるか、それとも団体の一部のものが不法行為を行ったのであつて、団体の不法行為じやないというところは、明確に区別できると思ふわけなのです。ところが労働組合とか農民組合とか、その他のいろいろ、な集団につきましても、そういうふうな規定は必ずしもないわけなのです。そこで大会を開くとかあるいは執行委員会を開くとかいうふうな、まづ、な規定、内規があるわけですが、そういうことによつて、今度はストライキをやろうとか、あるいはデモをやろうとかいうような意思が決定されるわけなのです。ところで何十万あるいは何百万というような全国的な労働組合なら

労働組合におきまして、あるいは四、五人あるいは十人程度の執行機関といましようか、そういう人たちが、今度これ／＼の行為をやるのだといつて、それが破壊活動になつておるといふような場合には、結局これは五、六人、七、八人の意思決定に従つて、何万、何十万、あるいは何百万といううな人がえらい被害を受けなければならぬわけなのです。その点はどう考えますか。もう少しつけ加えますと、刑事責任は個人責任ということが鉄則のようになつてゐるのですが、これは団体全体から言ふならば、ごく少数の人々の意思決定によつて全体の行動が起されるということでは、大衆行動にはあり得ることなので、そういう場合に少数の個人の責任が全団体に転嫁され、おおいにふせられてしまふということになるのでありますが、そういうことが一体近代の法理念として許されるかどうかという点であります。

○團藤公達人 御心配のような点は私も同様に存するものであります。最初の法案にはありませんでしたところの「団体の活動として」という文句が、第四條なりその他の規定に入りましたのは、おそらく今のような点を考慮した上のことと思ふのでありますが、「団体の活動として」という文句が入つただけではまだ問題はつきりしないのであります。ただ問題が提示されただけであつて、でき得べくんば、いかなる場合に団体の活動と見るかという標準を明文を持つて定めるのが適當であると存じます。

○田中(義)委員 そこでもう一つお伺いしたいのですが、先ほどのあなたの御意見によりますと、教唆、扇動といううなものとはこれは排除すべきである。この法文から削除すべきである。それからまた団体の規制については、これは司法裁判所に持つて行くべきであるという御意見のようでありました。が、そうしますと、この三條から教唆、扇動というものを除きますと、あとはただ、若干のずれはあるけれども、大体において刑法が明定しておる犯罪だけが残るだけであつて、こゝにはやはり空文にひとい、意味がないというところになるわけなのです。ただ内乱やあるいは騒擾その他放火、殺人、強盗あるいは公務執行妨害といううなものもその犯罪を並列的に並べて、その上に左に掲げるものが暴力主義的破壊活動であるぞという帽子を一つかぶせたという結果にすぎないものなので、これは意味がないことになると思ひます。そこでこれは全部やめようというという結論にしたいと思います。その次に今度は団体規制、本法案の半分、あるいはそれ以上の意味を持つ団体規制について、これもまた司法処分であつて、これをまた司法処分とするやうな場合には共犯規定が刑法にありますが、あえて特別法を設ける必要もないということになる、結論としまして、このような法案は必要がないから撤回すべしといううりくつにはならぬのであります。

○團藤公達人 ただいま二点お尋ねになつたと思ひますが、第一点につきましては、第三條にその程度の修正を加へまして、これは見方によりましては骨抜きになると言へましようし、また見方によつてはそれだけでも、それこそが最小限度の必要があるという

ことにもなると思ひます。私はこの種の法案自体が必要だということとは認めるのであります。ただこの法案の構想につきましては根本的に疑問を持つのであります。この構想による限りはそれは撤回してほしいという言葉を使えば使つても私はかまわないのであります。

○田中(義)委員 もう一つ、教唆、扇動、ことに扇動のごときは刑法に罰しておらぬものを新たにここに罰しておる、えらい刑法改正の企てと思ひます。が、それにもまして教唆なるものを独立罪としておる、こういうふうなことはこれは單に刑法規定では間に合はぬから、臨時にこの特別法で刑事規定を設けたということでは、まづた刑法の大原則に大修正を加えるということになるのであります。そこでお伺いしたいのは、このような大修正を加えるやうな場合に、各国の立法例なりあるいは日本の過去の刑事立法の歴史からいつて、これは單に單行法でこそそとやつてのけるということがあり得るのかどうかということをお伺いしたい。

○團藤公達人 先ほども申しましたように、この立案については、立案の経過においてもう少し慎重な手続をとつてはしつたかと思ひます。

○佐瀬委員長 古島義英君。○古島委員 私は清瀬君が帰られたのでまことに残念に思ふのであります。が、大体御意見は團藤さんの御意見と清瀬さんと同じようなことであります。ので、團藤さんにお尋ねをいたします。これを行政処分とするのは、司法処分になすべきものではない、司法処分になすべきものではない、これは私も同感であります。また方法論の問題で、司法処分にする根拠はわかりませんが、方法がなか／＼困難だと思ふのであります。そこで方法には二つあるように思ふのです。一つは審理官というものをやめてしまつて、公安調査庁長官が処分を要求しようとする。公安調査委員会に請求する。公安調査委員会はこれを証拠調べをした上、調査をいたして檢察庁にまわして、檢察をして起訴させるというやり方があるじやないか。一つは、公安調査委員会が起訴官になつて、これをただちに裁判所に持ち込むという方法もあるわけでありまして、もし公安調査委員会が起訴官になるというならば、この辺の法規の改正もしなければならぬ。檢察にそのことを申告しなれば、きわめて都合がよいようにも思ふのであります。私はもしそれをさようにやるというならば、この法案の全体をかえなければならぬから、政府はひとまず撤回したらどうかという要求までやつたのであります。が、法務総裁がいなくてこの答弁は得られなかつた。かように考へてみますと、ただ司法処分と申しまして、司法処分である方法がありません。しかしながらわれ／＼はこの法案に頭から反對するものには必要論を唱へるものでもありません。この法案を生かしつつ、民主

的な立法にいたしたい。そして憲法の保障する基本的人権を十分に尊重してもらいたいという希望がありますので、その方法を承りたいのですが、何か國藤教授はこれに向つてどうすればいいのじやないかという腹案でもありましたらば、率直に御知らせを願ひたい。

○國藤公述人 大体先刻綴治委員にお答え申し上げましたところが、綴治委員に承るかと思つてありますが、綴治委員にお答え申し上げましたところも私のほんとうのひとりの試案でございす。もし司法処分をやつて行くという根本の構想をとりましますならば、これはよほど慎重にいろ／＼の道を考えることがでると思つております。古島委員のたゞいま御指摘になりましたような方法も考えられると思つておりますが、それにつきましましては、私はむしろ現在の捜査機關の拡充によつて捜査を行わせる、刑事の訴追は檢察官による——これは刑事処分だけの關係でございす。お答えにならないと思ひますが、これは根本的に御研究いただきたい問題であると存じます。

○猪俣委員 第三條の教唆及び扇動を獨立罪としたことにつきましては先般来い／＼応答がありました。私も、こゝの扇動なんという刑法にな言葉を持ち出したことは、これはナチスの拡張正犯論の亜流だと考へて反對なのでありますが、なお昭和二年に司法省で刑法改正準備案というものが発表されて、その二十八條には「人ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシムトシタル者ハ被教唆者其ノ罪ヲ犯スニ至ラサルキト雖之ヲ罰ス但シ未遂犯ヲ罰セサル

罪ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」とありましたが、それもものにならなかつたのであります。そこで教唆をしたけれども、被教唆者が實際行動をやらなかつたのは一種の未遂みたいな考へ方だと思つておりますが、それを獨立罪として処罰しようというところに相なるかと思ひますので、その調和点といたしましては、司法省で立案されましたように、教唆犯を獨立罪として処罰しますが、未遂罪を処罰しないように、正犯を教唆した場合に、その正犯を執行行為せざる場合はこれを罰しないといふことで、非常に用意周到に考へられたと思つて。今の官僚よりよほどこの時分の人の方が頭がよく人權問題を考へたと考へる。しかるに本法を見ますと、たとえば刑法の七十八條、七十九條、九十五條、百六條、百十七條いづれもこれは未遂罪を罰しておらないにかかわらず、この破防法からいいますと、教唆したというだけで罰せられるようになつております。こゝういふことにつきましましては教唆はどういふうにお考へになりますか。これが第一点。

それから第二点といたしましては、第三條の二号であります「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對する」これが私は非常に問題だと思つて。で、政治上の主義というやうなことを、あるいはその政治上の施策というやうなことを、こゝういふことが刑法令の中に織り込まれておるやうな法令がありましようかどうか。そのうしてあるとするならば、刑法學者としての國藤さんはどういふ定義をされるか。政治上の主義というのはどういふことを言うのか、政治上の施策とい

うものはどういふことを言うのか、しかもそれを推進することは何のことか、支持することは何のことか。私はこれは犯罪の構成要件目的としての新しい言葉じやないかと考へております。従つてこの解釈は非常にあいまいであると思つて。そこで、もしそういう法令がありましたならば、それにいつての定義のようなものをお聞かせ願ひたい。これが第二点であります。

第三点といたしましては、団体の暴力主義的破壊活動の「団体の」というところでありまして、ここに十人の執行委員會があつて、その執行委員會が業務を執行しているという組合があつたといひまして、その執行委員會のうちの六人は賛成、四人が反對であつたが、多数決で騒擾罪を起したといふやうな場合におきまして、この反對した四人を賛成した六人とはいひかなる關係に立つのが至当であるか。なお同じことですが、總會でもつてある騒擾を起すやうなことをかりにきめたといひまして、五百人の大会のうち三百人が賛成をして二百人は反對をしたけれども、多数決でその組合の決議となつてそれが実行に移されたといふやうな場合に、反對した二百人と賛成した三百人はどういふやうな取扱ひになるべきが刑法上正當であるかといふことについても承りたいと存じます。

○國藤公述人 第一点に御指摘になりました刑法準備案では、教唆の未遂を広く罰することにしておるのであります。が、これは猪俣委員も御承知の通り、当時の泉二局長が立案されたのでありまして、これは大体いゝゆる刑法の近代派の立場でこの規定をつくら

れたものと思はれるのであります。私も、刑法理論としてしまつてちやうどそれと正反對の立場にあるわけでありまして、教唆の未遂について一般的な規定を設けるということにはどういふ賛成したいのであります。ただ予備草案では、そういう一般的な規定を設けましたために、未遂を罰しない点についてはこの限りでないといふことを特に断つていたものと思はれるのであります。それに対してこの法案では、特に一定のものを取上げて、たとえば内乱の予備、陰謀、射撃等についても、その教唆、扇動を特に罰しようといふ趣旨であつて、立案者としては、おそらく今の予備草案の規定なども御存じの上で、特にこゝういふ規定を設けられたものと想像されるのであります。が、しかしながら、予備、陰謀の扇動、教唆といふことは一体どういふことなんであるかと突き詰めて考へますと、これははなはだわかりにくいことなのであります。内乱の扇動といふことはわかるのですが、内乱の予備をやれといつてあつて、陰謀をやれといつてあつて、それは結局は内乱そのものをあつてことになるのではないかと。内乱そのものを教唆扇動するといふところまで行つて、初めてこれを罰するといふことにはしらぬいのではないかと。そういう意味においては私は猪俣委員の御意見に同感でございます。

第二点の、第三條第一項第二号の定義でございますが、これは私ははなはだむづかしいことであると思ひます。で、私は、すぐにはつきりした定義を申し上げることができないといふことを申し上げたいと思ひます。こゝういふことは何か普通の法令にありまし

うか」と呼ぶ者あり。今の政治上の目的をもつてする殺人その他の規定は、これは御存じの戰時刑事特別法の規定の中に多少現れておりましたが、但し言葉は大部分違つていたように記憶いたしております。今正確には覚えておりません。

第三点の、この団体の活動といふことが何を意味するか、特に団体に対する規則の關係において団体の活動が何を意味するかといふ点は、先ほど田中委員にお答え申し上げたところをここに採用いたしたく存じます。ただいまの猪俣委員の御質問は、刑事の面から見てどう考へるかといふお尋ねのよう承つたのであります。が、これは罰則においては団体を罰する形ではないのでありまして、従つて反對した者が罰則に触れないことはむづかしいであらうと存じます。ただその点は、先ほど古島委員その他から御質問がありました。場合に、有罪の判決とその団体に対する司法処分との關係をどうするかといふ点で、こまかい技術的な問題として相當に問題になつて来ることであると存じます。

○佐瀬委員長 第三條の第二号の「政治上の主義若しくは施策」といふ意味が、犯罪の構成要件として非常に概念が広過ぎるという説もあるやうであります。が、政治上の主義、施策と行政上の施策といふものの概念的な區別が明確にできるかどうか、刑法學者としての見解を承つておきたいと思ひます。

○國藤公述人 十分に自信がないのであります。が、おそらくその境界はきめてあまいであらうと存じます。従つて刑法の構成要件の要素としましては

不適当であるように存じます。

○山口(好)委員 團藤さんは学者的な御良心からこの法案自体も御尊重なすつていろいろお答えになつたと思うのですが、この法案を通すとすれば、規制の基準を設けたように、やはり調査の点について基準を示す、それから行政処分を司法処分として立てかえる、こういうふうな二つの点を注意して行けばいいのではないかと最初御意見があつたように思うのでござい

す。その後いろいろと扇動という言葉を除くとか、それ以下の点を除くとか、さういふ委員からの質問もありまして、さういふふうだに／＼かわつたよう

でございまして、現下の国情から見まして、些少な言論の自由や出版の自由は不便を忍びながらも、国民がまぐら

らを高めて維持されるように一般の治安をせむとも実質的に守つて行かなければならない。そういう骨抜きでない

しつかりとした法案が必要なりとすれば、最初團藤さんがお考えになられたように、本法案についてその欠点というべき調査の規則を示し、及びその規制の点は司法機関によつてこれを行う

べたび申したのでありますが、この種の法律は必要であらう、しかし構想を新しくしなければならぬのではないかとこの根本的な立場でござい

ます。○山口(好)委員 それではもう一点伺います。團藤さんの構想を改めて行くという考え方をしましては、今までの御答弁の中に――これは間違つてお

るかもしれませんが、やはり行為者の行為につきましての処罰を主にして考へて行つて、そういう行為が団体の行為として行われた場合に次に団体の規制して行く。この法案では、団体の規制というのを先にいたし、そうして

個人の刑罰的な規定をあとにいたして、おられますが、あなたのお考えは個人の行為を処罰するということ建前を先にして、そうしてそれが団体の構成員としてなされたという場合に、団体を規制して行くという行政処分的な措置を第

二段に考へて行くというふうなお考えでございましょうか。○團藤公達人 仰せの通りでござい

ます。○山口(好)委員 團藤さんの御意見はわかりました。次に、榎田さんが先ほど来たいへん御熱心に御説明になつたのでありますが、榎田さんとし

ては、やはり御婦人の立場としましては、治安関係でますますを高くして

て寝られるという状態であれば、ほんとうの皆さんの幸福はあり得ないのだ、こういうことには御反対はないで

すか。○榎田公達人 もちろん私たちはまくらを高くて眠りたいと思つておりますが、今婦人が一番まくらを高くして

眠られないのは戦争への不安でござい

ます。私は、二、三日前の講義と発効の特集の毎日新聞何かで、経済とか世

相とかいろいろなものを書いてござい

ましたが、早稲田の戸川行男先生が講

義と発効後の世相について憂えていらつ

しやる文章を引用させていただきま

す。防犯施設が強化されるとどうして

も犯罪は凶悪の傾向を帯びて来るもの

だ、こういうふうな言つていらつしや

います。○山口(好)委員 それではもう一つ。失礼ながら榎田さんには、何か治安の

問題と戦争の問題を混同したている

のではないかと、思うのでござい

ます。○榎田公達人 それではもう一つ。失礼ながら榎田さんには、何か治安の

問題と戦争の問題を混同したている

のではないかと、思うのでござい

その点は、旧憲法と非常に違ふ点であると思ふ。しかしながらそれでは全然、言論、集会、結社の自由というものは無制限なものであるかという、これはそうではないのでありまして、たとえば言論の自由を例にとりまして、他人の名誉を毀損するといふこと、これは言論には違ひありませんけれども、これは許されない、犯罪になることはいうまでもないのであります。集会、結社になりますと、事柄はもう少し微妙になつて参りますけれども、根本の考え方としては同じであらうと思ふのであります。ただ従来の考え方において、憲法十二條の規定を援用いたしまして、公共の福祉といふことによつて集会、言論等の自由も制限できるというふうな見解がかなり廣く行われておるのでありますが、これは非常に疑問であると思ひます。御承知の通り憲法第三章の中には、特に「公共の福祉に反しない限り」といふ文句を入れておる規定があるのであります。それと関係から申しまして、公共の福祉といふことだけをたてにとつて、言論、集会の自由を制限することはできないと思ひます。そのよゝうな意味合いにおいて言論、集会の自由も無制限ではないのでありますが、しかしその制限には十二分に慎重であるべきである、かような気持から先ほど来いふ／＼申し上げてゐるわけでありまゝ。

○梨木委員 先ほど来自由党の委員諸君の発言や、それから先ほど述べられた清瀬一郎公述人、この公述人はわれわれから言へばことに不可解な、どうして質問しておかなければならぬといふ発言をしておられたのであります。が、しやべるだけしやべつて帰つてしまつた。また帰ることを許すような委員長の扱い方についても、非常な国会を無視した運営の仕方、私は不満を持つておるのであります。今日私はこういう破壊活動防止法案なるものを提出して来た日本の現在の政治情勢、国際情勢といふものを無視しては、われわれはこの問題を論議することはできないのであります。ところで今日おきましては、二十八日に講和が発効した。そしてこれについて三日には式典をやるといふことである。しかしながら現実にはアメリカと軍事同盟を結んで、日本の言論機関の中には中ソ兩國を敵視して、これに対して攻勢をとれるといふような言論さえ公然と行われておる、戦争するといふことを公然と宣傳している、こういう情勢の中におきまして、しかもこの破壊活動防止法案といふものは、共産党を目標にしておるのだといふようなことを言つておられますが、現在の日本の政界の中で、こういうような日本の独立を放棄し、日本をアメリカの植民地にするような、このやうな二つの條約を結んで、行政協定を結んで来ておる。この状態のもとにおいて、われ／＼は全世界と平和な日本を、今後の国際的なあり方を規定して行く場合におきましては、どうしてこの二つの條約と行政協定を破棄しなければならぬ。これが日本の国民の今後断固としてやらなければならぬ国民的な課題であります。この二つの條約の破棄、行政協定の破棄を公然と主張している政界は、日本共産党以外にありません。その他の政界の中にはあまいな形で出しておるものがあります。これが現実です。これが日

本の国民の公共の福祉にまつた合致してゐるのです。これなくしては、世界の平和もなければ日本の平和もない。現に講和発効後における言論機関を見ましても、日本の今後の課題は未だ調印国との外交の調整をいかにいつて行くかといふこと、これは言うまでもなく中ソ兩國ではありまじせんか。こういうときにおきまして、私も共産党はこの單獨講和と安保條約と行政協定を破棄して、全面講和をしなければならぬといふような主張をしてゐる。この共産党に対して今の政府はあらゆる彈圧を加えて来ている、われ／＼が全面講和の集会を持つ、あるいは平和を語る集会を持つと、ビストルやこん棒でこの集会を禁止してゐる、これが現実だ。こういうような憲法に違反した行動を政府自体がやつてゐる。こういう政府自体が行動をやつておるときに、この政府の彈圧、暴虐に抗議することは、憲法上許されてゐるはずですね。許されてゐることを、こういう行動を取らうといふことは、これはいかなる法律をつくつてもできないし、憲法にも違反してゐる。憲法自体はかかる結社、行動の自由を、あなた今おつしやつた公共の福祉といふ、そういう今言われたやうな制限は、私はこれはまつたさういふところに当てはまらないと思ふのであります。かりに公共の福祉といふわくをはめるにいたしまして、これは共産党の現在の行動には絶対に該当するものではない、私はこう思う。しかもそれは、現実にそれを行つておるのは共産党だけだ、こういう現状におきまして、この法律といふものは、公共の福祉をたてにとつても、現在の日本に

はまつたこれに該当するやうな団体、政党といふものはないといふことを私は確信しておるのであります。この観点について、こういう私の見解につきまして、あなたが現在の国内、国際情勢から見まして、こういう法律の必要性があるかどうかといふことについて、あなたは必要だとおつしやるのは、どこにそういう必要性があるかをもう少し具体的に説明してもらいた

○佐瀬委員長 梨木君に申し上げますが、國藤君その他公述人は、長時間にわたつておるので疲勞されておりますから、政策や意見の発表は他の機会にお願いいたしまして、刑法学者としての國藤君に要点的に簡潔に御質疑を願ひたいと思ひます。

○國藤公述人 私は公共の福祉といふことによつて言論、集会の自由を制限するといふことはできないのじやないかといふことを申し上げたのであります。しかし言論、集会の自由にもおのづから限度があるといふことを申し上げるものであります。そのほかいろいろ伺ひました点につきましては、なお私一個といたしまして、いろいろ考えさせていただきますと思ひます。

○佐瀬委員長 世耕弘一君。

○世耕委員 本日は十数名の公述人中に、紅一点として國藤さんが御出席になつておられるのであります。婦人代表といふ意味から一応お尋ねしておきたいと思ふのであります。それは第一に、日本の現在にはたして社会公衆が無事平穩に維持されておるかどうかといふことの見解です。

○國藤公述人 たいへんによく維持されておるとも申し上げられまじせんけれども、まつたくこれに該当するやうな団体、政党といふものはないといふことを私は確信しておるのであります。この観点について、こういう私の見解につきまして、あなたが現在の国内、国際情勢から見まして、こういう法律の必要性があるかどうかといふことについて、あなたは必要だとおつしやるのは、どこにそういう必要性があるかをもう少し具体的に説明してもらいた

ども、まつたく維持されてゐないといふ言へないのでございます。

○世耕委員 世間で、新聞あるいはラジオ等で、日本はねらわれてゐるという言葉をよく聞くのであります。あなたはねらわれてゐると思ひますか、それともねらわれてゐないと思ひますか。

○國藤公述人 日本はねらわれてゐないと思ひます。

○世耕委員 それではお尋ねいたしますが、あなたは今どんなお仕事に御関係していらつしやいますか。

○國藤公述人 私は婦人団体に属して働いております。

○世耕委員 婦人団体でどういう御調査や御指導をなさつていらつしやるのですか。

○國藤公述人 婦人団体は政治団体ではございせんから、いろいろ婦人の解放の問題について調査も活動もいたしております。

○世耕委員 毎日の新聞記事、あるいはラジオ等に報道されてゐるのだが、あちこちで税務署が襲撃を受け、あるいは交番は火災びんを投げ込まれ、汽車が襲撃される、電車はひつくり返つて死傷者を出す、あるいは学校においては学生と警察力が正面衝突をしてゐる。これはただごとじやない私は見ているのですが、あなたはこれをただ一時的な現象とごらんになりますか、それとも大したことはない、こう御判断になりますか。

○國藤公述人 それはたいへん困つた事態だと思ひます。けれども新聞に載つてゐない二百万からの未亡人が生活に困つてゐる状態とか、毎日の新聞が伝へてゐる一家心中をするやう

な状態、その方がむしろ私たちは一般的にたいへん苦勞な問題だと思つております。

○世耕委員 私がお尋ねしたい線にも触れて御返答願つたと思うのですが、実際は火災びんを投げたり、あるいは税務署を襲撃したりする、そういうような過激な気持を持つその人情がどこから原因を發して來たか、その感情の過激発する原因はどこにあるかということ、あなたに掘り下げて説明していただければ非常にいいと思いますが、御説明願います。

○柳田公説人 私はそういう事実に対してお答えできませんけれども、それは今後あるかないかということがはつきりとわかつている事態ではなくて、それよりも今度の法律によつて、権力でもつて私たちがみないろ／＼圧迫されるということは、たしかに現実の問題でございます。不確かな心配よりも、確かに起つて来る事態の方を私は心配いたします。

○世襲委員 たとえ話を申し上げて失礼でございますが、おなかが痛い、ところがあるとは、それははおつておいたらしまいにおるだろう、私は薬を飲まなくちやならぬ、手当をしなくちやならぬというのが、今の問題のわかれになるだろうと思ふのです。不十分ではあるが、非難をされる法案ではあるが、一応通しておかなければ大事に至るのじやないか、医者を呼ぶほどの腹痛じやなからうけれども、万一方腸であつたり、腸捻転であつたらたいへんだから、一応医者を呼ぼうじやないか、こういう程度でこの嚴防法を取扱うということも、時局柄必要じやないか、こう常識的に私は考えるのです。

ところがあなただけから頭ごなしにこれはいらないのだとおつしやるところから見ると、何か深いお考えがあるうかと実は想像されるのであります。私といたしましては、かような破防法なしに、何かいい方法がありであれば、婦人としての立場から御説明願うことがわれ／＼審議する上において大切じゃないか。私はこの機会に最後のお尋ねとしてお尋ねいたしたいのは、

大事な時局に到来しているから、万一の場合を予想して、実はお尋ねするのは、適當です。だから不十分ではあるが、適當ではないとは思いますが、まあひとつ強心劑だけ一応飲んでおけ、そのうちに次の手当をしようじやないか、こうも申し上げたいのであります。だから曲りなりにもこの法案は、一応さういう危険性を防止する意味において通しておいて、第二段に新たな考案をした、りつばな処置をとりよう、こういうふうなことが一応常識的に考えられるのじやないかと思うのでありますが、婦人の立場としてどういうお考えか、お聞かせ願えればけっこうだと思います。

○ 樫田公述人 それは私の公述の初めにも申し上げまして、ちょうど同じなとえを引いたのでございます。いま病人があつて、それに手当をしなければならぬとおつしやいましたけれども、実は病人がおなかが痛い、頭が痛いことを訴えておりますのを、ろくに診察もしないで、治療もしないで、お前たちは黙つておれ、腹が痛くても黙つておれ、ほおつておけばいいに死んでしまふ、死ぬ者は死ぬというような乱暴なやり方が、今度の破防法じやないかしらんと思ふのです。やはりおなかの痛いならその原因はどこから来る

のか、頭が痛いならその原因はどこにあるか、病氣の原因を突きとめて、それを直してやるのが政治じやないかと思うのであります。破防法を出す前に、もつという政治が行われて、私どもが不当な税金をとられたり、物価の高さにあえいだり、失業したり、生活に困るようなことのないようにしてくださる方が大事じやないかと思うのでございます。

○世耕委員 なお一点お尋ねしておきますが、ほつとただだけでは病氣は直らない、手当をしなければならぬ。それから婦人としての立場から、この不安な社会情勢であれば、どう切り抜けて行くかということをはじめに考えていただきたい。それからもう一点は平和という言葉をおつしやつたが、われども平和論者の一人であります。けれども平和は消極的では守れない、積極的に平和を守った後、初めてわれわれの平和が持ち来されるのである。それに対しても賛成しない人はおそろしくどなたもないだろうと私は思う。戦争反対だけではわれ／＼の平和は来な

い、戦争を防止する対策をいかにするか、それはまず内輪から守つて行かなければならぬ、そうして外からあはれける者を食いとめるということに、国民の協力一致の観念が出て来なくてはならぬ、御婦人の方々の常に考える平和論は、往々にして消極論に流れるのであります。ぐちに終るきらいがあるのであります。かようなことのないように私は希望いたしますのであります。が、御同感得られまじょうか。

○橋田金造人 同感いたしました。それは平和論にわたるのでございますけれども、私たちは今再軍備に絶対に反

対いたしております。それで、外から攻めて来ると思ふかとおつしやいましたときに、私は攻めて来る者はないと申し上げました。しかし日本が再軍備をいたしますことは、第三次世界大戦への導火線となる以外の何ものでもないということをお考えいただきたいのでございます。今二つの異なる思想、政治形態を備えている国が、両方でもつて軍拡をいたしておりますことは私た

ちも知っておりませう。日本はどつちかへつてしまつて、そうして再軍備をするということとは、世界の平和を破る一番大きな危険だと思ふのでございませう。それで私たちは、世界中の国が戦争をしないように、日本はそのために一生懸命骨を折る、それが平和憲法にはつきりと示されたところのものでございまして、日本がどんな再軍備——百万、二百万、三百万の再軍備をいたしましやうとも、原爆や細菌機弾で襲われましてときに、私たちは一体どうしたらよろしいのでございますか。日本はふつ飛んでしまひます。私たちはみんな——こんな議論をしている者同

士が、みんな死んでしまわなければならぬでございましょう。そのことをお考えくださいまして、今どんなに世界的規模で戦争が準備されているかということを考えれば、こんな貧弱な日本の財政で、どんな再軍備が私たちを救うことができるのでありましょうか。どうかそのことをお考え願いたいのでございます。

○世耕委員　榎田さんと御議論をするつもりでは実はなかつたのでございますが、重ねてお話を申し上げておかなければ誤解があると存じますが、私は再軍備必要論者ではないのです。再軍

備の必要がないことを望むのです。ところが世界の大国が、双方ともにしのかぎを削つておる、軍備拡張をやつておる、スベイを放しておる、そうして日本の国内まで双方の勢力が侵入して来ておるというこの事実ば、無視するわけに行かない。さような世界的な情勢下に置かれて、日本がはたしてただ安閑としてこのままで平和が維持できるのであらうかということに、一つの心配が

あるのです。だからわれ／＼は安価な平和論を今日考えることは、少し虫がよ過ぎるのではないか、かりに一例を申しますと、あなたのところへ暴漢が現われ侵入して来た、そんなことはなないと思つたところへやつて来る場合があつたときに、あなたはどうかしてそれをお防ぎになるか、さような場合には無抵抗主義で行くか、これも一つの方法です。そういうときはあきらめを持つて、両手をあげて降伏するか、それともかなわぬまでもあなたの貞操を守るべく格闘をやるか、これがやはり人間の持つ感情であります。われ／＼は今日独立国として存在する以上、われ

われの貞操を守りなぐちやならぬ
おれに於ては、それらはただ平和論を
論ずることのみによつてよいか、か
わぬまでも短刀一つでもふところに入
れて、その暴漢が現われたときに刺し
違えて死ぬ、倒すというくらいに氣魄
は、日本の婦人にあつてしかるべきじ
やないか、私はかように思うのです。
この点についてもう一べん聞かしてく
ださい。

○橋田公述人 私はもうお答えする必
要はないように思いますが、一
応お答えいたします。そういう暴力に
襲われましたときに、私は言葉で説得

いたします。私の弱力で刀を持つことは、むしろ逆にあふないことだと思っております。そして婦人として貞操は大事でございますけれども、今私たちが見ております政治は、もうほんとうに貞操観念はございません。日本の何百万の婦人をパンパンにしたのはたれでございますか。私はこのパンパンの問題について、これはどうしても民族の独立運動以外にはパンパンを救う道はないと思っております。日本の国は決して無節操ではなかつたはずでございます。どうぞ男の方にわれ／＼婦人を守るだけの節操をお持ちいただきたいのでございます。婦人を売つたのはたれか。外貨獲得の第二位を占めておりますのはパンパンの収入であると言われていますが、そういう政治をしているのはたれであるか、お考えを承りたいと思つてゐるくらいであります。

○世耕委員 パンパンが出現したのはどういふわけかとおつしやるのでありますが、この説明を私にしろということはちよつと私も心苦しいのでありますが、敗戦の結果と申し上げるより仕方がない。しかしながら私はこれについて一言申し上げたい。もしあなたがそうおつしやるならば、敗戦後のドイツの婦人の節操と、敗戦後の日本の婦人の節操と比較対照してみますと、日本の婦人の節操は案外安価に取扱われておるのじやないかということを私は考へる。これは私の判断でありますから、あるいはさようなことがないとおつしやれば私はそれも承服いたします。結局問題はこれ以上議論を申し上げることは避けたいと思ひますが、われわれは独立国としてその祖国に生き

てゐる以上、やはり感情的にも独立国らしい態度と外部からの不正な圧迫並びに侵入を防ぐだけの心構へが必要じやないか、それについてどうしたらいいか、婦人の方々の考えはそれについてどんな積極的な考えがあるか、もちろん男子に奮起を促す政治的改革をあなた方が要求する、そして今日起つてゐる社会不安を一掃することにあなた方も協力する、亭主を教育する、こういうふうな点が私はまずさしあたつて平和論を確立する上において必要じやないかと思ふのでありますが、これ以上は私はあなたにお疲れのところお尋ねすることは悪いと思ひますが、御意見があれば承つておきます。これで終りたいと思ひます。

○榎田公述人 最後に申し上げさせていただきます。きよりの朝日新聞をこらんになりますと、トーヤというアメリカの牧師が、日本の行政協定のあまりにも国辱的な問題についてたいへんに憤慨しております。日本の男の人たちにはせめてあの何万分の1かの氣慨があつたならば、日本がどのように国辱的な行政協定を結ばないでも済んだであらうと思ひますし、全面講和を結ばなかつた、それから安全保障條約というあの軍事協定を結ばなければなられなかつたということ、私は非常に残念に思ふ。男の方たちが、昔から言われたやまと魂というものを、どこへやつておしまひになつたかしらと思つて疑いたくなるのでございます。日本の眞の独立のために、政治家たちはほんとうに結束していただきたいと心からお願ひするのでございます。

○佐瀬委員長 本日の議事はこの程度にいたします。公述人各位は、長時

間、かつ熱心に有益な御意見を賜わりまして、まことにありがとうございました。次会は五月二日午前十時より公聴会を開会いたします。これをもつて散会いたします。午後五時二十分散会

昭和二十七年五月十三日印刷

昭和二十七年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁